

## Ⅷ 雇用・失業指標と請求者登録統計 — Jobseeker's Allowance —

岩 井 浩

### 1 まえがき — 問題の所在 —

イギリスの雇用・失業統計には、1世紀半に及ぶ歴史をもつ請求者登録統計と近年の労働力調査がある。請求者登録統計は、19世紀後半の労働組合の失業給付を先駆とし、20世紀初頭の大量の失業者と臨時労働者（不安定労働者）の増大とその改善の方策としての失業労働者法、職業紹介法の成立を受けて、1911年の国営の強制的失業保険（医療保険と合わせて国民保険として実施）制度の実施以来、1世紀半の歴史的展開がある。

請求者登録統計の行政的基礎は、失業保険法と失業給付のシステムであるが、戦前から前後にかけ、基本的には失業給付制度はその組織的構造には大きな変革はなかった評価されている。保守党政権の下で、失業水準が高率となり、1966年に、失業保険制度が、失業給付制（Unemployment Benefits, UB）から求職者手当（Jobseeker's Allowance, JSA）制に改変された。1997年に成立した労働党政権は、JSAの導入時には批判的であったが、ニューディールの雇用政策を推進するために、JSAを再評価し、勤労福祉政策と職業紹介所（Jobcentre）の役割を見直し、失業給付の機能と求職支援（就労支援）の機能の統合として、Jobcentre Plus Oneを創立するに至っている。

本稿は、イギリスの雇用・失業指標と請求者登録統計の先進的事例と特性を考察し、日本の雇用・失業指標の改善・利用に資することを課題にしている。

はじめに、イギリスの雇用・失業指標と請求者登録統計に関する主要な論点を概観し、問題の所在を示す。次いで本論において、主たる研究対象を、現行の請求者登録統計とその行政的基礎にある失業給付制（現行は、求職者手当 Jobseeker's Allowance）に限定し、その基本的概念と方法、その特性を考察する。

### 1-1 勤労福祉政策と雇用・失業指標

1) 労働党政権は、1998年のGreen paper「我が国の新しい野心：福祉のための新しい契約」で、イギリス社会保障制度の問題点として、①社会保障支出の増大にかかわらず、不平等と社会的排除が広がっている、②人々が有償の仕事に就くことを阻害する要因が多く存在しており、働くことと損をすることとして働かない人々がいる、③不正受給による多額の損害があることを指摘し、就労年齢にある人々が働くことが可能であれば、就労を支援し、働くことを推奨する制度改革をすすめ、Welfare to Workを目標とする改革に取り組む」ことを提唱した。

ブレア政権は、失業給付や公的扶助などに従来の「現金福祉」型から「教育福祉」型へ、教育・訓練サービス、「能力の再分配」政策を提唱し、労働市場への再参入を促進するための積極的就労支援政策、Welfare（福祉依存、労働市場排除型）からworkfare（自立支援、労働市場包摂型）のニューディール（若年失業者ND、長期失業者ND、高齢者ND、ひとり親世帯ND、障害者ND、失業者の配偶者ND）の勤労福祉政策（welfare to work）、個人の雇用確保能力（employability）を高める政策を推進している。失業者救済では、失業保険の失業給付制から、求職者手当（Jobseeker's Allowance、以下、JSAと略称）制に改変され、失業者給付と職業紹介・就労支援の機能が一元化されたJobcentre ONEの新組織が設立された。また労働党政権は、求職者手当（Jobseeker's Allowance）の法的規定に、カップルのパートナーもJSAの共同請求者になることができる条項を導入した（勤労福祉政策とJSAの関係について

ては、本稿では簡略に論及するにとどめる)。

社会保障局労働・年金部 (DWP) は、一方では、全失業請求者給付、JSA 受給者に関する Jobseeker's Allowance (JAS) Quarterly Statistical Enquiry (QSE) (JSA 四半期別統計調査、季節調整なし) を毎年実施し、その調査研究を公表するとともに、JSA の導入以前と導入以後の JSA の求職者、受給者の実態とその施策の効果について、系統的な独自のアンケート調査を実施し、政策効果の判定のための JSA の評価をおこない、一連の調査報告書を公表している。ただし JAS QSE は、全失業請求者登録に関する業務記録からの電子的抽出 (5% 抽出) によって作成された業務統計の一形態である (参考文献 1、参照)。

2) イギリスの勤労福祉政策の基礎には、貧困者、失業者、障害者などの人々を社会的に排除指された人々として把握して、教育、訓練などの就労支援と自立によって、それからの解放と社会的統合を目指す政策が採用されている。雇用、貧困、生活関連の社会的排除指標 (social exclusion indicators) として、イギリスおよび EU 諸国で、研究開発されている社会的排除指標 (social exclusion indicators) とその地域指標も、地域の雇用・生活指標として調査研究されている。イギリスでは、政府組織として The Social Exclusion Unit (社会的排除ユニットの行政部門) が設置され、社会的排除から統合の施策が推進されている。社会的排除から社会的統合の政策は、EU の労働政策、社会政策になっており、ILO の政策にも導入されている (参考文献 1 - 1、参照)。

3) イギリスの勤労福祉政策は、ニューディール政策の柱に置かれ、若年失業者、長期失業者、未婚の母親、障害者等の就労と自立の支援諸施策が実施され、社会的扶助対象者の内の失業者、就労貧困者の増大とその実態の把握が、政策的課題とされた。国際的規模でのグローバルゼーションの進行は、企業間の激しい競争を引き起こし、規制緩和と資本・労働力の厳しい節約による失業、不安定就業の増大をもたらしている。特に失業、不安定就業 (非正規雇用) の増大に伴い、低賃金、低所得階層の増大と最低生活水準に満たない就労貧困

者（ワーキング・プア）の存在とその急増が、国際的に問題になっている。

アメリカの社会保障は、社会保険（自助主義）と公的扶助（福祉）からなり、公的扶助は、副次的なもののみなされた。1960年代、都市スラムの貧困（人種問題に関係）からの脱却をはかる「偉大な社会」計画（ジョンソン政権）が立案された。「貧困に対する闘い」において、社会的扶助の対象である貧民（窮民）の自助・自立を促すために、教育や職業訓練によって、貧民に就労と自活の機会を提供し、貧困の撲滅を図るという政策がとられた。60年代から70年代に展開された半就業指標研究では、失業（公的失業と求職意欲喪失者）、不安定就業（非自発パートタイム）、低所得（貧困）との総合指標が、個人と世帯について調査研究された。労働市場への参入・退出を繰り返す失業・不安定就業の低所得者層、特に連邦貧困基準以下の就労貧困者（Working Poor）の把握が、勤労福祉政策の大きな課題とされた。アメリカ労働統計局（Bureau of Labor Statistics, BLS）のWorking Poorの規定と測定は、これらの政策的課題に答えようとしたものであった。

アメリカで展開された勤労福祉（welfare to work）政策は、社会的扶助の削減と強制的就労の性格をもっていた。1997年成立のイギリスの労働党政権では、雇用・福祉政策と積極的就労支援策が採用された。勤労福祉政の柱にニューディール政策が置かれ、社会的排除の状態にある若年失業者、長期失業者、未婚の母親、障害者等の就労と自立の支援諸施策が実施され、社会的扶助対象者としての失業者、就労貧困者の増大とその実態の把握、その社会的統合が政策的課題とされた。失業者救済では、失業保険の失業給付制が、求職者手当（Jobseeker's Allowance）制に改変され、失業給付と職業紹介・就労支援の機能が一元化され、Jobcentre ONEとして、勤労福祉、就労支援政策の新機能を果たす役割を与えられた。EUのWorking Poorの規定と測定にみられるように、各国のWorking Poorの測定の政策的背景には、積極的労働市場政策、勤労福祉政策が背景にある。EUの調査研究では、失業者、低所得層、Working Poorの救済と自立の方策として、社会的保護給付と所得移転システ

ム（失業給付、所得扶助、最低保障所得）、就労支援・自立の雇用政策、最低賃金条項、雇用保護の税制等の「働いたほうが得になる政策」（‘make work pay’ policies）」が論及されている（参考文献1-2、参照）。

## 1-2 地域の雇用・失業指標

地域雇政策のためには、地域、特に小地域別雇用・失業指標の整備が必要である。イギリスの地域雇用・失業指標の基礎データは、請求者登録統計と労働力調査である。

労働力調査は標本調査なので、サンプル数の代表性から、一定の地域・地区（region and country、county level indicator）の指標しか公表できず、都市別等の小地域指標は、表示できない。地域の職業紹介所（jobcentre）を介しての請求者登録の行政記録、失業給付の申請・受給の行政記録から作成される求職登録統計は、小地域の雇用・失業指標として地域の雇用政策の重要な役割を果たしている。

政府統計局（ONS）は、地域の社会的排除の指標として、人口センサス結果（市町村別失業率）、年次人口調査（Annual Population Survey, APS）における標本数の増加（労働力調査の約2倍の標本数）、小地域別の請求者登録統計（Claimant Count）による推計結果として、小地域の推計失業指標（地域別、都市別失業率、等）を公表している（Ambler, R. (2003)、Harctings, D. (2006)、参照）。

またONSは、地域（小地域レベル）の失業指標として、二つの失業指標、すなわち居住地ベースの失業率（Residence-based unemployment rates - 労働力調査）と勤務地ベースの失業率（Workplace-based rates - 請求者登録統計）の推計結果を公表している（Williams, T. and Morgan, (1999)、参照）。

居住地の失業率は、労働力調査によるILO基準の失業率であるが、労働力調査の標本数の制約から、表示可能な地域は限られており、Unitary: Authorities and local authority districts, etcの地域別指標が表示されている。

勤務地ベースの失業率は、失業手当の請求者数（請求者登録数計）に基づいて算定されている。その請求者数は、失業給付の請求者数、国民保険の手当を必要とする人数、自営業者数、政府職業訓練受給者数、政府の軍隊員数が含まれる。請求者登録数は、広範囲の小地域別区分で公表されている。小地域の居住ベースの失業率は、社会的排除のような社会分析に役立つし、両者の失業率は、地域経済の幅広い理解に役立つとされる。例えば、失業給付の請求者の割合は、都市内部の通勤移動によって影響を受ける。ONSは、通勤移動地域（Travel- To- Work Area, TTWA）の地図を作成し、地域経済分析に利用しようとしている。指標は、UK全国、州（county）、政府事務所区域（GORs）、統計基準区域（SSRs）、通勤・通学区域（TTWs）、中央機関区域と地方機関区域（UAs/LADs）、議会選挙区（Parliamentary Constituencies）別指標として表示されている。その他、地域別の仕事密度（Jobs Density）指標、等を作成、公表し、地域経済、労働力の地域移動などの分析指標として利用されている（Hastings, D. (2003) (2004)、参照）。

これらの地域の雇用・失業指標は、勤労福祉政策の推進のために、地域の職業訓練、就労支援のための基礎資料として策定、利用されている（参考文献2、参照）。

## 2 請求者登録統計の特質

### 2-1 二つの雇用・失業統計 — 労働力統計と請求者登録統計

請求者登録によるイギリスの失業統計は、失業給付に関する政府業務の記録としての業務統計であるので、政府の社会保障政策の変化、失業関係給付の規定の行政的変更にともない、失業の規定とその範囲は、政策的に変更され、請求者登録統計の対象反映性、連続性が問題にされてきた。雇用・失業統計の国際基準はILOの定義と方法を基準とする労働力調査方式であるが、他の欧州諸国と同様に、イギリスの労働力調査は、1979年よりECの統一的な労働力調

査の一環として実施され、1984年より毎年、1992年より四半期毎に実施されてきた。特に1992年より四半期別の実施されるようになった労働力調査は、政府統計局により、失業・雇用統計の主要統計の一つとして公表されている（二つの雇用・失業統計の歴史的経緯と問題点については、岩井浩（2002b）（2003）、参照）。

### （1）日英の失業・不安定就業の概括的特徴

イギリスの請求者登録統計の考察に入る前に、近年のイギリスの失業・不安定就業状態を概観するために、日英の労働力調査にもとづく、失業・不安定就業指標の日英比較の概括的特徴をみる。この比較表は、岩井浩・村上雅俊の英文論文（Iwai, H. & Murakami, M. (2004)）に依拠している。

1) 日本の労働力調査特別調査（労調特別）の指標による1977年以後の失業・不安定就業の変動の概括的特徴は、表Ⅷ-1にみられるように、バブル前の時期、バブル期、バブル崩壊以降では、失業構造に大きな変動がみられることにある。バブル前の時期では、顕在的失業指標である完全失業率の相対的低水準とそれを代替・補足する潜在的失業指標、不安定雇用指標の増大とその男女別格差の大きさが表示されている。非労働力人口中の就業希望者、求職意欲喪失者の多数、また不安定雇用者の多数は女性であり、失業・不安定就業の男女別格差の構造浮き彫りにされている。この期間の景気変動は、1977年（74-75年、第1次オイルショック）、1982年（第2次オイルショック）、1985～86年（円高不況）、87年12月～1991年（バブル景気、労働力不足）、1992年以降（平成不況）の諸区分からなっている。

顕在的失業指標、完全失業率は1970年後半から80年代は2%～3%台であり、好景気と労働力不足のバブル期の92年は2.1%にまで減少するが、バブル崩壊以降の94年より急速に増大、99年4月には、男性の完全失業率は5%台に達している。月内求職者は、80年代の2%台、バブル期の1%台から平成不況の深化につれて再び増大し、特に男性の月内求職者がバブル期以後は女性を越





Ⅲ 雇用・失業指標と請求者登録統計

表Ⅳ-2-1 イギリスの失業・不安定就業指標（総括表） No.1

現在 の失 業者	構成比												(単位: %)					
	1992			1993			1994			1995			1996			1997		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
完全失業者	9.86	11.64	7.54	10.44	12.51	7.88	9.80	11.53	7.54	8.81	10.19	7.02	8.37	9.75	6.47	7.25	8.21	5.93
・・・1カ月以内失業者	6.46	3.73	10.02	6.52	4.06	9.75	7.13	4.58	10.40	7.14	4.58	0.84	7.45	5.05	10.40	7.60	5.22	10.48
・・・失業期間6ヶ月未満	4.35	4.62	3.99	4.02	4.34	3.65	3.78	3.83	3.72	3.63	3.60	3.66	3.70	3.75	3.59	3.44	3.42	3.42
・・・失業期間6ヶ月以上～1年未満	2.04	2.45	1.50	2.01	2.33	1.62	1.63	1.88	1.32	1.42	1.60	1.17	1.41	1.61	1.14	1.06	1.17	0.94
・・・失業期間1年以上未満	3.47	4.56	2.05	4.41	5.85	2.61	4.38	5.83	2.50	3.77	4.98	2.20	3.25	4.40	1.74	2.73	3.61	1.56
フルタイム求職の失業者	8.16	10.64	4.91	8.61	11.42	5.08	7.90	10.42	4.66	6.89	9.12	3.99	6.51	8.60	3.75	5.51	7.16	3.35
非労働力人口																		
就業希望者	7.40	4.51	11.19	7.48	4.83	10.96	7.93	5.27	11.34	7.98	5.26	11.44	8.01	5.58	11.18	8.31	5.81	11.34
・・・すぐ戻るつもり	3.04	1.84	4.62	3.04	1.91	4.54	3.23	2.02	4.79	3.24	2.00	4.82	3.13	2.11	4.39	2.72	1.68	3.98
就業希望・就業可能者	0.47	0.45	0.51	0.52	0.55	0.49	0.48	0.52	0.44	0.38	0.40	0.36	0.36	0.37	0.35	0.31	0.32	0.30
求職意欲失業者	1.24	1.37	1.07	1.44	1.61	1.24	1.76	2.02	1.43	1.83	2.03	1.57	2.02	2.24	1.72	2.40	2.59	2.12
長期疾病	2.68	0.26	5.84	2.61	0.27	5.65	2.77	0.30	5.94	2.70	0.32	5.76	2.71	0.43	5.58	2.59	0.43	5.27
家族・家族の世話	0.69	0.63	0.76	0.74	0.70	0.79	0.81	0.75	0.87	0.84	0.80	0.89	0.92	0.87	0.96	0.93	0.85	1.02
学生	1.38	1.02	1.84	1.21	0.93	1.57	1.31	0.98	1.73	1.39	1.03	1.84	1.44	1.13	1.80	1.36	1.04	1.76
その他																		
A ハートタイム/フルタイム・従業員地位別																		
ハートタイム就業者	20.97	6.12	40.39	21.24	6.37	40.66	11.40	6.84	41.23	12.82	7.18	41.12	22.87	7.65	41.92	23.25	8.13	41.98
雇用者	17.94	4.05	36.12	18.15	4.21	36.35	18.73	4.56	36.93	19.00	4.37	36.96	19.88	5.92	37.87	20.23	6.09	38.54
自営業者	1.91	1.12	2.94	2.03	1.26	3.04	2.14	3.17	2.20	2.40	3.17	2.27	2.27	3.24	2.40	1.56	3.41	3.41
副次的仕事の就業者	3.39	2.74	4.25	3.63	2.93	4.58	4.02	3.17	5.11	4.52	3.39	5.983	4.53	3.42	5.88	4.37	3.45	5.46
フルタイム就業者	69.17	82.24	52.06	67.85	81.12	51.45	68.36	81.63	51.22	69.26	82.64	51.87	69.42	82.59	51.61	70.19	83.66	52.10
B ハートタイム・自営業者総数	19.92	5.16	39.22	20.23	5.45	39.55	20.90	5.87	40.20	21.23	6.39	40.22	22.15	6.94	41.18	22.59	7.57	41.20
求職しない	15.14	2.11	32.17	15.00	2.03	31.90	15.18	2.12	31.95	15.34	2.36	31.96	15.94	2.57	32.74	16.10	2.90	32.51
就業希望者	2.20	1.15	3.58	2.77	1.62	4.29	2.88	1.60	4.53	2.86	1.73	4.30	2.78	1.76	4.04	2.76	1.80	3.93
仕事を見出せない (非自発的ハートタイム)	2.23	1.71	2.92	2.15	1.60	2.88	2.43	1.93	3.07	2.85	2.09	3.35	3.06	2.41	3.84	3.34	2.57	4.26
学生	0.31	0.16	0.51	0.30	0.19	0.48	0.30	0.19	0.45	0.31	0.20	0.45	0.27	0.41	0.42	0.30	0.25	0.37
病氣・障害	19.85	5.16	39.06	20.18	5.47	39.40	20.87	5.90	40.01	21.21	6.43	40.12	22.14	6.98	41.11	22.62	7.65	41.17
D ハートタイム就業者	2.24	1.19	3.64	2.82	1.66	4.33	2.92	1.65	4.60	2.92	1.79	4.37	2.84	1.82	4.10	2.84	1.89	3.99
長期の仕事を見いだせない・非自発的ハートタイム	4.54	3.46	5.97	4.73	3.77	6.02	5.22	4.14	6.62	5.71	4.74	6.94	5.84	4.67	7.25	6.22	5.12	7.50
C 臨時就業者	1.63	1.48	1.84	1.98	1.83	2.21	2.19	1.99	2.46	2.47	2.37	2.59	2.39	2.21	2.58	2.38	2.24	2.52
長期の仕事を見いだせない・非自発的臨時就業者	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
労働力人口	90.1	88.4	92.5	89.1	87.5	92.1	90.3	88.5	92.4	91.3	89.8	93.0	92.3	90.2	93.5	93.4	91.8	94.1
就業者総数																		

(出所) 四半労働力調査 (春季)

表Ⅲ-2-2 イギリスの失業・不安定就業指標（総括表） No.2

構成比	1998		1999		2000		2001		2002		2003							
	総数	女性	総数	男性	総数	男性	総数	女性	総数	男性	総数	女性						
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性						
完全失業者 （ILO失業者）	628	630	549	612	681	526	548	605	479	475	525	415	507	565	439	484	408	
在 失業者 ・・・1か月以内求職者 ・・・失業期間6ヶ月未満 ・・・失業期間6ヶ月以上～1年未満 ・・・失業期間1年以上未満 フルタイム求職の失業者 非自発的失業者	752	544	1014	720	523	367	728	534	971	685	517	899	703	545	906	647	498	844
求職意欲喪失者 長期失業1 長期失業2 長期失業3	341	331	355	347	351	342	309	310	308	269	271	267	311	317	304	303	322	279
家族・家族の世話 学生 その他	087	102	068	091	102	077	084	088	080	076	082	066	080	097	060	070	079	059
フルタイム失業者	199	257	127	174	228	107	154	205	092	130	171	080	116	150	075	101	144	069
フルタイム求職の失業者	467	604	295	439	573	271	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
非労働力人口																		
就業希望者 ・・・すぐするつもり 在失業者 求職意欲喪失者 長期失業1 長期失業2 長期失業3 家族・家族の世話 学生 その他	827	601	1101	732	578	1060	805	000	000	764	000	000	000	774	000	000	723	565
就業希望・就業可能者	253	171	355	235	167	319	221	162	309	204	157	276	201	170	273	192	149	257
求職意欲喪失者	025	027	022	023	025	022	022	023	022	013	015	009	012	014	010	012	013	011
長期失業1	260	293	218	257	284	224	263	291	230	249	277	216	257	288	219	235	262	202
長期失業2	257	046	521	232	044	468	224	039	446	218	041	431	215	039	424	190	038	373
長期失業3	085	080	092	082	075	092	089	079	102	094	087	103	098	095	101	093	085	101
家族・家族の世話	126	088	161	126	096	162	129	104	160	111	097	128	121	108	137	117	097	142
学生																		
その他																		
A パートタイム/フルタイム・従業員地位別																		
パートタイム就業者	2324	822	4214	2330	842	4192	2339	875	4236	2417	884	4254	2424	920	4212	2483	1002	4253
雇用者	2025	615	3800	2043	640	3799	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
自営業者	247	167	348	235	157	331	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000	000
副次的仕事の就業者	410	326	516	437	335	565	413	315	532	410	306	535	394	297	501	391	290	511
フルタイム就業者	7048	8487	5237	7058	8477	5282	7051	8518	5283	7104	8586	5328	7065	8513	5346	7029	8446	5333
B パートタイム・自営業者総数	2265	770	4146	2271	787	4130	2348	843	4170	2367	842	4194	2380	890	4150	2442	974	4197
求職しない	1625	301	3289	1654	334	3307	1706	332	3338	1728	367	3360	1739	384	3349	1784	452	3375
就業希望を出せない（非自発的パートタイム）	260	177	364	231	164	314	224	160	301	201	144	268	195	140	260	194	153	243
学生	338	263	432	341	263	440	371	293	465	374	294	470	387	320	466	402	322	051
病気・障害	037	027	049	039	023	058	040	020	056	047	031	066	049	041	058	050	041	060
D パートタイム就業者	2272	782	417	2278	798	4132	2348	000	000	2367	000	000	2380	000	000	2430	952	4198
長期の仕事を見いだせない・非自発的パートタイム	268	187	371	239	174	321	224	000	000	201	000	000	195	000	000	194	152	243
C 臨時就業者	602	487	745	585	505	686	587	000	000	588	000	000	537	000	000	501	423	612
長期の仕事を見いだせない・非自発的臨時就業者	218	208	232	205	204	206	178	000	000	160	000	145	000	000	136	140	132	142
労働力人口	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
就業総数	937	931	945	939	932	947	945	940	952	953	948	958	949	944	956	952	945	959

(出所) 四半期労働力調査（春季）

える増加を示めている。長期失業者は、バブル期以前の80年代では1%の後半、バブル期では1%の前半であったが、バブル以降（94年以後）は増加し、98年には総数2.1%になっている。事業不振、解雇等による非自発的失職失業者は、バブル期以前は1%前後であり、バブル期には0.5%前後に減少したが、バブル後は増大に転じ、男性の増加率が大きい。主な仕事の求職失業者（非自発的失業者の一形態）もバブル期には減少するが、93年以後に再び増大している。世帯主失業と世帯員失業（特に女性）は、ともにバブル期以降に増大している。世帯員失業は、バブル期前の1.5%前後からバブル期の1.2%前後、96年以降には2%台に上昇し、家族の失業が大きくなっている。

潜在的失業者指標では、非労働力・就業希望者は、好況期では相対的に減少、不況期には増大する傾向を示しているが、男女の指標の推移にはかなり差がみられる。就業希望・就業可能者は、バブル期以後に特に増加を示し、不況の厳しさを反映している。求職意欲喪失者（広義）は、好況期には減少し、不況期には増大する傾向を示しているが、バブル後以降に増大し、98年で総数6.2%、女性12.1%を占めるに至っている。求職意欲喪失者・就業可能者（狭義）は、広義の求職意欲喪失者の約半数以下であり、その格差も拡大を示しており、平成不況の深まりにつれて男性の求職意欲喪失者・就業可能者の増大がみられる。月内の就業待機者（内定者）は、好況期（バブル期は2.4%前後）に増大し、不況期に減少している。

不安定就業指標では、週35時間未満の短時間就業者（パートタイム就業者）は、80年代の10%台から92年以降は20%台へと倍増し、98年には総数で23.2%、男性12.7%、女性38.4%（実数で男性の約3倍）に達している。主な仕事としての短時間就業者（非自発的パートタイム就業指標）の比重が増え、98年に総数10%、男性8.5%に対して女性12.4%に達している。また転職希望の非自発的パートタイム就業者は、バブル期以後、特に94年から増加し、98年には女性で4.7%になり、女性のウエイトが増加している。不安定雇用形態の指標では、臨時雇（総数）は、70年代の4%台から80年代の5%台後半、バブル後

の93年より6%台に増大し、98年には総数6.5%、男性3.1%に対して女性11.5（実数では男性の約3倍）となり、主な仕事としての臨時雇の女性の増大が目立っている。日雇は微増であるが、女性の構成比の増加が大きい。内職者は全体として減少傾向にある。30人未満の零細企業の雇用者は、25%台を占めている。

2) イギリスでは、上記の日本の労働力調査特別調査（労調特別、LFSSP）による失業・不安定就業の基本的枠組みと構成指標を基準に、同時期について、イギリスの四半期別労働力調査（QLFS）において比較・調整したのが、表Ⅷ-2-1、2-2である。顕在的失業指標としては、過去4週間の求職で（日本では求職期間の限定はない）、失業期間別失業者とフルタイム求職の失業者である非自発的失業者が識別される。潜在的失業指標では、16歳以上の非労働力人口について、経済的非活動の理由から、過去4週間における求職就業希望・就業可能者（want jobs & seeking work）が区別され、さらに就業希望・非求職者（want job but not seeking work）について、求職意欲喪失者（discouraged workers）、長期疾病者（long term sick/disabled）、家庭・家族の世話（looking after family/home）、学生、その他の指標が識別される。求職意欲喪失者は、people whose reason for not seeking work was that they believed no job were availableと規定されており、2週間以内の就業可能者（availability to start work in next 2 weeks）には限定されていない。

不安定就業指標の短時間就業者（short-time worker）では、（A）被調査者の回答によって（労働時間別ではなく）、フルタイマー、パートタイマー（雇用者と自営業者の総数）、副次的仕事（second job、フルタイム・パートタイムに追加した仕事と規定されている）の就業者が識別される。また（B）パートタイマー（自営業者も含む）に関して、①フルタイムの仕事を求職しない、②フルタイムの仕事をみいだせない、③学生（在学中）、④疾病・傷害の指標が識別されている。フルタイムの仕事をみいだせないで、パートタイムに就業している者は、本来の定義の非自発的パートタイマー（involuntary par-

timer) である。また関連して (C) 長期の仕事 (permanent job) をみいだせないパートタイマーが表示されており、イギリス固有の非自発的パートタイマーの一指標である。(D) 長期の仕事 (permanent job) をみいだせない臨時の雇用者 (temporary employees) が表示されており、この指標もイギリス固有の非自発的パートタイマーの一指標である。

日本の労働力調査では、パートタイムの理由として、上記のような設問がなく、「主な仕事か否か」の理由、または「転職・追加就業希望/非希望」の理由しか設問されていない。またイギリスの四半期別労働力調査でも詳細標識がない。失業・不安定就業指標の日英比較の詳細表(性別、年齢別)の試算として、イギリスの労働力調査マイクロセンサス(LEFMIC)を利用して、日本の労働力調査特別(LFSSP)を基準に、短時間就業者を週35時間未満就業者と規定し、転職・追加希望の短時間就業者を非自発パートタイマーの一指標とみなして、失業・不安定就業の性別、年齢別クロス表を作成した。イギリスでは、フルタイムとパートタイムの分類標識は、30時間基準とされているが、日英比較のために、日本の35時間基準に準拠した(同上論文、Table 1-3, 1-4, pp.46-49、参照)。

イギリスの失業は、サッチャー政権の下での合理化政策と相まって、1980年代(1987年まで)、失業率は10%を越える高い水準にあった。1990年代に入り、相対的好況期に入り、失業率は緩やかに低下し、近年は好況が続き、バブル景気が懸念されるほどの状態である。イギリスの労働力率、就業率(特に女性)は高く、1980年代より、特にパートタイム就業率(女性)が高い水準にある。イギリスでは、失業の顕在化が進行し、求職意欲喪失者のような失業の潜在的指標は低水準にあり、非自発的パートタイムも相対的低く、その男女格差も小さい。しかし不況期の1984年~1987年の女性の非経済活動率は、男性のその10%台に対して、30%台を示しており、失業の潜在指標や非自発的パートタイムも一定の高さにあった。不況期から好況期にかけて、イギリスの失業構造がいかに変容したのか、独自の分析必要である。1990年代のイギリスは、戦後の歴史では、特異な好況期を迎えており、好況期の雇用構造、失業・不安定就業

構造の特徴を示していることを念頭にいれる必要がある。イギリスは、ヨーロッパ大陸諸国の雇用条件よりは、アメリカ型に近い雇用条件の状態に変容しており、長時間労働とパートタイム就業の高さ、特に女性の高さが特徴である。

## 2-2 請求者登録統計の歴史的経緯

イギリスの失業保険、失業給付制度と請求者登録統計は、1911年の国営の失業保険法の設立以来、大戦前、大戦後、幾多の行政的改訂がなされたが、基本的には、成立時の基本的構成と形態を維持してきたとされる。イギリスの失業給付制度を体系的に検討したJones, K.は、「失業保険制度の広義の構造は、1946年法が成立以降の50年間に、若干の有意義な修正がなされたが、不変のままであった」と評価している（Jones, K. (2003)、p.16）。岩井（2004）「失業救済・失業保険と請求者登録統計 — 基本的概念と方法の形成 —」において、19世紀末から20世紀初頭にあけるイギリスの失業救済、失業保険法の形成の経緯を考察し、請求者登録統計の原型としての失業救済政策とその関連法、1911年の失業保険法の成立とその基本的形態と特質が考察された（岩井 浩（2004b）、参照）。

〔1〕現行の請求者登録統計は、歴史的は半世紀におよぶ長い歴史をもっている。失業保険法成立時の経緯をみるとギリスでは、19世紀中葉から20世紀の初頭にかけて、貧困と失業、失業救済政策と失業救済関連法が検討され、1911年の強制的失業保険法が制定された。失業給付システムは、労働組合の失業給付、失業労働者法（1905年）、職業紹介所法（1909年）を経て、1911年の強制的失業保険法として成立した。請求者登録統計は失業保険行政の業務記録から作成された統計であり、失業救済、失業保険政策とその行政手順、失業救済、失業保険の対象者の救済、給付の諸条件とその手順に依拠している。

イギリスにおける19世紀中葉から20世紀の初頭のイギリスにおける失業救済関連法と失業保険法の成立に至る経緯 — 労働組合の失業給付、失業労働者法（1905年）、職業紹介所法（1909年）および失業保険法（1911年）の経緯とその

基本的概念と方法 — 失業救済、失業保険の対象労働者の救済、給付の諸条件の規定については、既に別稿にて考察した。請求者登録統計は失業保険行政の業務記録から作成された業務統計であり、失業救済、失業保険政策とその行政手順、失業救済、失業保険の対象者の救済、給付の諸条件とその手順に依拠している。

- ① 労働組合の失業給付事業による失業統計は、失業保険法成立前の失業状態の一定の水準を表示する統計であったが、労働組合自体が熟練労働者の限定された組織であったので、大きな制約のあるものであった。
- ② 20初頭の都市の労働能力者（労働不能者は社会的扶助の対処）の失業救済を目的に策定された失業救済関連法である失業労働者法と職業紹介所法における失業救済対象者の諸条件の規定は、後の失業保険法における保険対象労働者の諸条件の規定に継承される内容をもっていた。
- ③ 失業保険法の成立と保険対象労働者の失業給付の諸条件（法制的条件）の規定は、請求者登録統計の基礎的概念と方法をなすものであった。

保険対象労働者における一定年齢の雇用契約のある肉体的労働者の限定、平常、一定期間保険加入者として雇用されている規定、失業登録と失業の継続の証明の規定、働く能力があり、かつ『相応な雇用 (suitable work)』つけないという失業給付の資格の規定、労働争議、等の資格を喪失する三つの規定、等は、失業労働者の請求者登録の「法制的条件」をなすものであり、請求者登録統計における失業条件の規定をなしている。これらの「法制的条件」は、職業紹介所等における失業登録、失業給付の請求の決定(失業手帳による失業登録、保険事務官等による審査、決定)において、審査、確認される。ガーサイド,W. R.の指摘のように、請求者登録統計の『基本的問題』は、失業保険行政での『失業者に算定される者を正確に規定すること』にある。請求者登録統計の失業給付の諸条件の規定は、1920年代のILO等の国際関係機関における失業統計の国際基準、国際比較の基礎的概念と方法について論議を経て、1930年代のアメリカにおける労働力調査、労働力統計の形成の歴史的先駆をなしていた。」(岩

井 (2004 b), pp.13-14)

2) 失業救済保険の行政記録による請求者登録 (Claimant count) は、行政記録から作成され、公表されている業務統計なので、調査統計としての労働力調査と比較して、速報性、経済性、地域性に優れているのが特徴されている。特に、標本調査法による労働力調査は、標本数の代表性から、小地域の統計の作成が難しいのに対し、請求者登録では、小地域統計の作成が容易なことが評価されている。しかし政府の日常業務の記録としての請求者登録は、政府の時々の方針によって制約されており、社会保障の諸施策、失業保険行政の改革、保険業務の変更によって、請求者登録における失業者の規定とそのカバレッジは変更されるので、統計の代表性、継続性が常に問題にされてきた。<sup>1)</sup>

イギリスにおける失業統計、主に請求者登録統計に対する批判は、1979年にサッチャーが政権を握った時の公式失業レベルは1,299,300人、それが1982年1月には、3百万人に達した。サッチャーは、失業の水準は「労働組合の力の程度と関連している」、また「過去の人員過剰と非効率性を反映している」という新保守主義の理論にたち、民営化、合理化を推進したので、経済政策、社会政策の手段として、失業統計、失業率の信頼性・正確性が問題となり、政府の失業統計の批判が著しく高まった。1970年代以降のイギリスの失業統計、失業率の批判にかんする論文の多くは、失業保険制度の失業給付にかかわる請求者登録統計の吟味・検討に関するものである。

イギリスの失業統計をめぐる論点のサーベイをおこなったR.レピタスによると、失業給付の登録によって資格を得る請求者登録は、行政記録なので、速報性、経済性、地域性に優れているが (特に労働力調査は標本統計なので、小地域別の統計表章ができない)、職業紹介所 (Jobcentre) の失業給付・職業紹介の行政記録から作成された業務統計なので、その最大の弱点は、「カバレッジが行政規則に依存しており、行政システムが変わるたびに変更するので、統計の連続性がない」ことにあるとされる。請求者登録の「非連続性」は、失業給付の適性資格についての行政的政策的変更による制限に問題あり、1930年代



の事例と同様に、1980年代に大きな社会問題となった。そこでは、失業給付をめぐり、大蔵省と社会保障省の対立があり、「請求者登録のカバレッチ」が問題とされ、請求者は、「登録がなされる各日に、失業していて、働くことが可能であり、かつ就業可能であることを宣誓」させられた。1989年の社会保障法の改正では、失業給付の資格は、就業可能であるばかりでなく、積極的に求職していたことを証明することが追加された。また1990年4月に「雇用サービス」部局は、13週を越えた失業者に積極的求職チェックのための新相談インタビューを導入した（Bryson, A. and Jacobs, J. (1992), p.16）。また疑わしい失業保険請求者登録についてのチェック、検証が実施された。1982年以前は、職業紹介所への失業登録者が失業者に算定されていたが、1982年以降は、失業給付の申請者のみが失業者に算定されることになった。1984年の夏には、給付の資格が制限され、失業給付の受給の厳しい基準が導入された。1996年に導入された再出発計画は、失業期間が12ヶ月（後には6ヶ月）を越える失業者に関しては、就業可能性がないことを理由に給付の取り消しがおこなわれた。さらに1996年には、後述するように、旧来の失業給付（Unemployment Benefits, UB）制に替わって、求職者手当（Jobseeker's Allowance, JAS）と求職者協定（Jobseeker's Agreement）の制度が導入された（Levitas, R. (1996), Chap. 3）。

## 2-3 現行の請求者登録統計の概要

### 2-3-1 請求者登録統計の特質

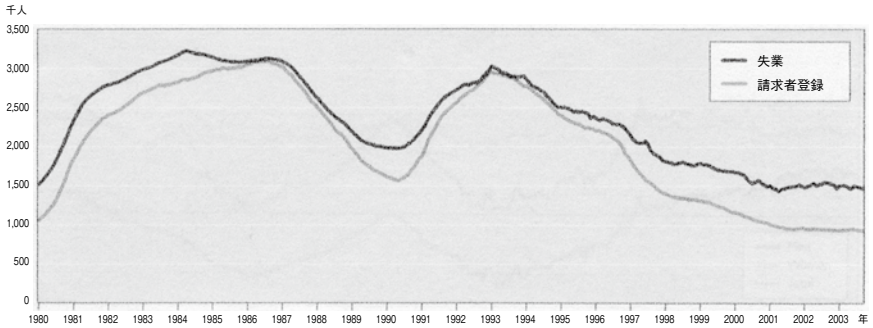
イギリスでは、請求者登録統計は、DWP（社会保障局労働・年金部）の請求者登録統計とONS（政府統計局）の請求者登録統計（Claimant Count, CC）がある。以下、DWP, Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry（JSA QSEと略称）とそのBackground paperに基づいて、JSA QSEの特徴をみる。

DWPの失業給付（求職者手当）の請求者（失業給付を受給していない者も含む）の調査は、DWPのJobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry（JSA四半期別統計調査、季節調整なし）として実施されている。それは、拠

出制ベースのJSA（求職者手当）の請求者および所得ベースのJSA（求職者手当）の請求者を含む、全失業者を対象としている。データは、JSAを運用し、JSAを支払うのに使用されるコンピュータシステムから電子的に抽出され、全JSA人口の約5%の抽出標本から作成されている。JSA QSEは、JSAの給付資格とそれに作用する諸要因に関する詳細情報の提供に主たる目的がある。

ONSの請求者登録統計（CC）は、同じソースから作成されるが、各月の請求失業者の主要な算定を行っており、その目的は、失業請求者数の算定とその季節変動の推定によって、労働市場での趨勢をモニターすることにある。CCには、政府訓練計画の請求者、就業可能とみなされない少数の請求者（一時的離職者や成人学生）は含まれない。ONSは、請求者と政府訓練計画の参加者とを識別したデータを表示している（ONS（2006）and Machin, A.（2004）、参照）。図Ⅷ-1は、二つの失業指標-労働力調査の失業者数とJSAの請求者登録統計との比較（Machin, A.（2004））であり、図Ⅷ-2は、二つの失業統計の関係図（ONS（2006）、How exactly is unemployment measured?）である。労働力統計と請求者登録統計の基本的概念と分類のクロス関係を示している。図Ⅷ-3は、トーマス、R.による二つの失業指標の代替的關係の表示図であり、請求者登録統計の指標は、請求者登録総数、就業中の請求者および非活動の請求者からなり、労働力統計の指標は、LSF請求者総数（労働力調査の回答で、自ら請求者と回答した者の総数）とLFS請求者（ILO定義の失業者）からなり、LSF非請求者は、LSF請求者総数マイナスLFS請求者の数である。トーマス、R.はLSF非請求者の安定的結果に、労働力調査の実態把握の限界をみている。（岩井 浩（2003）、pp.177-178）

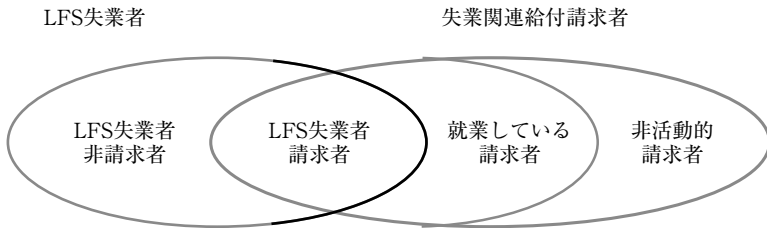
DWPのJSA QSEは、統計調査の名称になっているが、Jobcentre Plusの業務記録から電子的に抽出されてデータであり、業務統計の一形態である。この意味でONSのCCも、同様に業務統計の一形態である。イギリスの失業給付請求者、失業給付受給者の統計調査は、2-4節で言及されるDWPのJSAのアンケート調査として実施されている。社会保障局は、JSAの調査報告書シリー



(注) 労働力調査、Jobcentre Plus administrative system

(出所) Machin, A. (2004), Table 1, p.60.

図Ⅷ-1 二つの失業指標 - 労働力調査の失業者数とJSAの請求者登録統計との比較



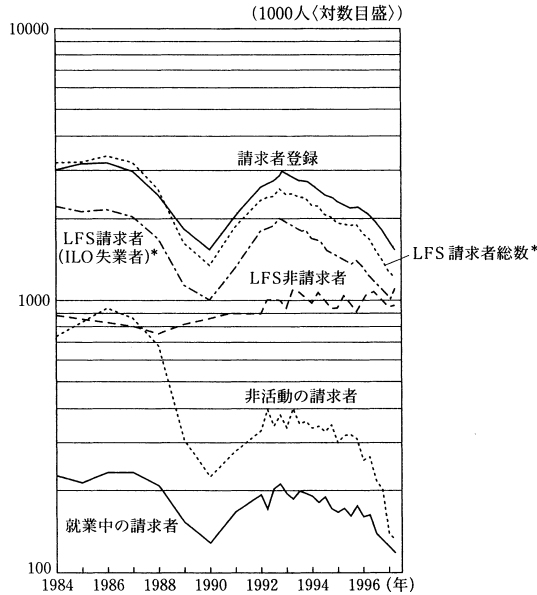
(出所) ONS (2006). p.12.

図Ⅷ-2 二つの失業統計の関係図

ズにおいて、JSAの導入前と後の実施状況のアンケート調査を継続して実施し、JSAの特徴について、調査結果に基づいて、系統的に調査報告書を公表し、JSAの評価を行っている。

### (1) JSA四半期別統計調査の特質

JSA QSEは、1996年11月より実施され、イギリス (GB) のJSA請求者に関する給付関係の統計を提供している。それは、2月、5月、8月、11月の第2木曜日に実施され、全JSA求職者の5%抽出の標本調査である。JSA人口の主要な特徴の表示、JSA導入以前と以後の時期との比較、JSA人口の特徴とそれ



(注) 図の最上にある実線は請求者登録を示している。1984-87年の時期には実線の上に、1988年以降は実線の下にみえる波線は、自らを請求者であると答えた労働力調査の回答者の総数〔LFS請求者総数\*〕を示している。その不足は1992年には10%であり、1997年には20%に増大した。

教育・雇用省は、1989-97年の時期では、不足は就業中の請求者と経済的に非活動的請求者のグループに限定されると想定した。しかし1997年に公表された新しい記録のリンケージの研究 (Pease,1997) では、この想定があまりにも単純化されていたことがわかった。リンケージの研究は、不足が、回答者のかなりの人数が誤って申請者であると述べたことによつて、過小にみられていたことを明らかにした。また不足が、総ての3つの申請者グループすなわちLFS請求者〔ILO失業者\*〕を含む一かかわることを、この研究は明らかにした。個々の失業者グループで示された統計は、労働力調査による回答者の人数に関係しているが、彼らが申請者であると答える人数の不足を考慮にいれて調整されてはいない。

3つの申請者すべてに関する人数は1989年以來、おそらく過小にみられているであろう。LFS請求者の人数が過小にみられているので、LFS非請求者の数字 - LFS失業者総数からLFS請求者を差し引くことから得られる - は過大にのべられている。1996年の夏に、LFS請求者の数は20万人過小にみられ、またLFS非請求者の数は20万人過大にみられていた。しかし1996年以前と以後について年次調整する確かな基準がない。

労働力調査の申請者の人数に関する数字の不足の源は多様な要因による。請求者に関連して良く知られていることだが、労働力調査には一定の無回答がある。このことは労働力調査の集計手順で考慮されるが、これは過小に推計されるだろう。LFS請求者グループの不足は、国民保険免除のみを得ている申請者が、自分を申請者であると思わないことに起因している。非活動的請求者と就業中の請求者グループの不足は、彼らが求職しないがために申請者であることを認めようとしぬい回答者、また働いているために申請者であることを認めようとしぬい回答者に依るものであろう。

1984-92年の時期の数字は、春の四半期(3月から5月)に関するものである。1992年春から1997年夏の時期については、数字はすべての四半期を含んでいるが、季節調整はしていない。これら総てのデータの出所はPease (1997) によるものである。(\*印は、岩井が追加)

(出所) Thomas, R (1999), Figure 37.3, p.332. 岩井浩 (2003), p.500.

図Ⅷ-3 二つの失業指標 - 失業の代替指標

が受給者の数と支払い給付の総額にいかん作用するかの表示が主たる目的とされている。

JSA QSEの抽出調査結果の統計表は、DWP Resource Centre, Statistics and Researchに掲載されている（DWP, Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry各年版、およびその解説としては、ONS & DWP (2002) と JSA QSEの解説文書であるJSA Background paper、参照）。2005年2月の同調査の結果表示項目は、表Ⅷ－3の通りである。

表Ⅷ－3の表示項目は、次の通りである。

セクション1－給付資格別件数

JSA1.1－給付資格別JSA（総請求者、給付付き請求者、JSAの種類（拠出ベース、拠出・所得ベース、所得ベース）、JSAの支払い無し）

JSA1.2－給付資格別JSA（総請求者を100とした上記の表の比率）

セクション2－現在の請求期間と給付からの排出

JSA2.1－現在の請求期間別JSA請求者（3カ月以下、3～6カ月、6～12カ月、1～2年下、2年以上）

JSA2.2－給付付きJSA請求者と現在の請求期間

JSA2.3－ジェンダー別、年齢別、現在の請求期間別JSA、

JSA2.4－終了した請求の期間（総計、JSAの支給、JSAの支給無し）

JSA2.5－ジェンダー別、年齢別、給付資格別JSA

セクション3－拠出ベース、拠出・所得ベース、所得ベースJSA無しの請求者

JSA3.1－ジェンダー別拠出制ベースJSAの受給資格のあるJSA請求者

JSA3.2－ジェンダー別、給付理由別拠出制ベースJSAの受給資格のあるJSA請求者（非資格の理由－待機日、資格喪失、いまだ未決定の資格、保険料の不足、請求の不承認・承認、決定を待っている請求）

JSA3.3－JSA請求者：ジェンダー別JSAの受領/非受領

JSA3.4－ジェンダー、給付理由別のJSA非受給の請求者

JSA3.5－タイプ別承認・非承認のJSA請求者（未承認－補償、週給、就

## 表Ⅷ－3 JSA QSEの統計表の表示項目

### Section 1 Caseload by benefit entitlement

- JSA 1.1 JSA claimants by benefit entitlement
- JSA 1.2 JSA claimants by benefit entitlement

### Section 2 Duration of claims and exits from benefit

- JSA 2.1 JSA claimants by duration of current claim
- JSA 2.2 JSA claimants by benefit entitlement and duration of current claim
- JSA 2.3 JSA claimants by gender, age and duration of current claim
- JSA 2.4 Terminated claims (1)? by duration
- JSA 2.5 Terminated claims (1)? by gender, age and benefit entitlement

### Section 3 Claimants without contribution-and/or income-based JSA

- JSA 3.1 JSA claimants: eligibility to receive contribution-based JSA by gender
- JSA 3.2 JSA claimants: not eligible to receive contribution-based JSA by gender and benefit
- JSA 3.3 JSA claimants: receipt / non-receipt of JSA by gender
- JSA 3.4 Claimants not in receipt of JSA by gender and benefit reason
- JSA 3.5 JSA claimants subject to disallowances or sanctions by type
- JSA 3.6 Recipients of JSA hardship payments by age and marital status

### Section 4 Regional analysis - Government Office Regions (GOR)

- JSA 4.1 JSA claimants by GOR and benefit entitlement
- JSA 4.2 JSA claimants by GOR
- JSA 4.3 Beneficiaries of income-based JSA by type and GOR
- JSA 4.4 Percentage of beneficiaries of income-based JSA by type and GOR

### Section 5 Gender, age and marital status

- JSA 5.1 JSA claimants by gender, marital status and benefit entitlement
- JSA 5.2 JSA claimants by age and benefit entitlement
- JSA 5.3 JSA claimants by gender and age (time series)
- JSA 5.4 JSA claimants by gender and age

### Section 6 Amount of JSA

- JSA 6.1 Claimants with contribution-based JSA by average weekly amount
- JSA 6.2 Claimants with income-based JSA by average weekly amount
- JSA 6.3 Claimants of income-based JSA by age and amount of weekly award

### Section 7 Income-based JSA

- JSA 7.1 Beneficiaries of income-based JSA by type
- JSA 7.2 Recipients of income-based JSA by main type of premium in payment
- JSA 7.3 Recipients of income-based JSA by main type of premium in payment
- JSA 7.4 Recipients of income-based JSA by age and number of dependants
- JSA 7.5 Partners of income-based JSA recipients by age of claimant and partner.
- JSA 7.6 Partners of income-based JSA recipients not claiming for children by age of claimant and

### Section 8 Housing costs

- JSA 8.1 Recipients of income-based JSA with housing requirements
- JSA 8.2 Recipients of income-based JSA with housing costs by type and amount

### Section 9 Income and other benefits

- JSA 9.1 Recipients and partners with income (1)? taken into account against income-based JSA
- JSA 9.2 Recipients and partners with income taken into account or disregarded against income-

### Section Deductions from JSA

- JSA 10.1 Deductions from income-based JSA for claimants (time series)
- JSA 10.2 Deductions from income-based JSA for claimants

(注) 表示項目の説明は本文、参照。

(出所) Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry (JSA QSE).

業可能ほか。承認 — 自発的支払い、誤った行為、他)

JSA3.6 — 年齢別、婚姻状態別JSA 貧困支給の受領

セクション 4 — 地域分析 — 政府の地域事務所 (GOR) (詳細には、GOR、郡、都市別、都市内の区別までの表示がある)

表Ⅷ-4 給付資格別JSA 1997-2003 (実数)

(単位: 1000人)

		総請求者	給付受給者 総数	JSAのタイプ			JSAの 支払い無し
				拠出ベース だけ	拠出ベースと所 得ベース (1)	所得ベース だけ (1)	
1997	2月	1,763.4	1,608.1	250.4	40.2	1,317.4	155.3
	5月	1,562.4	1,406.3	181.1	28.3	1,196.8	156.2
	9月	1,515.1	1,365.4	177.2	25.5	1,162.7	149.7
	11月	1,330.6	1,202.6	156.1	24.9	1,021.6	128.0
1998	2月	1,394.8	1,270.5	181.5	28.5	1,060.5	124.3
	5月	1,295.8	1,181.2	154.2	23.5	1,003.6	114.5
	9月	1,323.6	1,205.4	168.9	22.7	1,013.9	118.2
	11月	1,230.8	1,112.6	156.6	24.6	931.5	118.2
1999	2月	1,325.7	1,200.6	186.6	30.4	983.7	125.1
	5月	1,224.5	1,105.8	158.2	27.1	920.4	118.7
	9月	1,210.6	1,097.3	161.0	21.9	914.5	113.3
	11月	1,103.4	995.6	139.5	20.6	835.4	107.9
2000	2月	1,183.0	1,073.1	171.6	21.7	879.7	109.9
	5月	1,067.3	972.7	148.2	19.0	805.5	94.6
	9月	1,044.9	950.6	147.4	18.6	784.8	94.0
	11月	960.6	868.2	135.0	18.7	714.4	92.4
2001	2月	1031.9	939.6	165.7	22.1	751.9	92.3
	5月	942.0	848.3	147.0	18.3	683.1	93.7
	9月	930.9	839.2	148.4	17.5	673.3	91.7
	11月	889.2	799.5	150.6	18.0	630.9	89.7
2002	2月	985.6	892.0	187.7	21.4	682.8	93.7
	5月	918.5	827.5	162.6	19.4	645.5	91.1
	9月	924.3	833.4	165.7	17.3	650.5	90.9
	11月	872.0	766.4	156.1	17.7	612.7	85.6
2003	2月	977.7	882.1	188.1	19.3	674.7	95.6
	5月	924.0	832.3	167.3	18.9	646.1	91.7

- (注) 1. 2001年5月より、共同請求 (男女) が含まれている。  
 2. 数字は季節調整されていない。  
 3. 表の数字は2003年4月より新Tax Creditsの導入による影響を受けている。  
 (出所) JSA QSE, Table 1.1.

セクション5 — ジェンダー、年齢、婚姻状態別JSA請求者

セクション6 — JSA給付の総額（週平均給付額別拠出ベース、所得ベース等の請求者、等）セクション7では所得ベースのJSA、セクション8では住宅コスト、セクション9では、所得と他の給付、セクション10では JSA

表Ⅷ-5 給付資格別JSA 1997-2003（構成比）

（単位：1000人）

		全請求者 (100%)	給付受給者 総数%	JSAのタイプ			JSAの 支払い無し
				拠出ベース だけ%	拠出ベースと 所得ベース%	所得ベース だけ%	
1997	2月	1,763.4	91.2	14.2	2.3	74.7	8.8
	5月	1,562.4	90.0	11.6	1.8	76.6	10.0
	9月	1,515.1	90.1	11.7	1.7	76.7	9.9
	11月	1,330.6	90.4	11.7	1.9	76.8	9.6
1998	2月	1,394.8	91.1	13.0	2.0	76.0	8.9
	5月	1,295.8	91.2	11.9	1.8	77.5	8.8
	9月	1,323.6	91.1	12.8	1.7	76.6	8.9
	11月	1,230.8	90.4	12.7	2.0	75.7	9.6
1999	2月	1,325.7	90.6	14.1	2.3	74.2	9.4
	5月	1,224.5	90.3	12.9	2.2	75.2	9.7
	9月	1,210.6	90.6	13.3	1.8	75.5	9.4
	11月	1,103.4	90.2	12.6	1.9	75.7	9.8
2000	2月	1,183.0	90.7	14.5	1.8	74.4	9.3
	5月	1,067.3	91.1	13.9	1.8	75.5	8.9
	9月	1,044.9	91.0	14.1	1.8	75.1	9.0
	11月	960.6	90.4	14.1	1.9	74.4	9.6
2001	2月	1031.9	91.1	16.1	2.1	72.9	8.9
	5月	942.0	90.1	15.6	1.9	72.5	9.9
	9月	930.9	90.2	15.9	1.9	72.3	9.8
	11月	889.2	89.9	16.9	2.0	71.0	10.1
2002	2月	985.6	90.5	19.0	2.2	69.3	9.5
	5月	918.5	90.1	17.7	2.1	70.3	9.9
	9月	924.3	90.2	17.9	1.9	70.4	9.8
	11月	872.0	90.2	17.9	2.0	70.3	9.8
2003	2月	977.7	90.2	19.2	2.0	69.0	9.8
	5月	924.0	90.1	18.1	2.0	69.9	9.9

（注）500以下の数字は高い程度のサンプリング・エラーが含まれているので、使用できない。

（出所）JSA QSE, Table 1.2.



からの控除、セクション11ではGOR等別JSAが表示されている。

JSA QES抽出調査（業務記録から作成）の主たる目的は、失業給付の請求者のJSAの行政的制度的システムとの関係において、JSAの特性－JSAの類型別特性（JSA総数、拠出ベース、所得ベース別JSA、給付無し）、受給者の類型別特性（請求者、パートナー、扶養者）、給付資格、給付・非給付理由別、給付額別、性、年齢別、地域別特性の解明、表示にある。業務統計の制約からか、失業給付の請求者の求職理由、求職タイプ、その生活実態等については、調査、表示されていない。ここでは、例示として、表Ⅷ－4 給付資格別JSA（1997－2003 実数）と表Ⅷ－5 給付資格別JSA（1997-2003 構成比）の表を掲載しておく。保険料拠出制の割合は低く、生活扶助としての所得ベースの割合が多数を示しているのが特徴である。

### 2-3-2 JSAの基本的特徴

請求者登録統計の基礎にある失業保険システム、JSA（求職者手当）の主要な論点について、請求者登録統計（行政記録としての四半期別統計調査の結果）の関連文書により、その概要をみる。

JSAは、1996年に、それまでの失業給付システムに代わって、求職者手当システムが導入された。表Ⅷ－6は給付規則の主要な改訂点（旧、新の比較表）の一覧表である（JSA Background paper、Annex 4: Main changes to Benefit Rules Table in DWP Information Centre: Jobseeker's Allowance（JAS）Quarterly Statistical Enquiry（QSE）、参照）。

表Ⅷ－6 給付規則の主要な改訂点の一覧表

	失業給付	所得扶助	JAS（保険料）	JAS（所得ベース）
就業可能	請求された総ての日、就業可能	週少なくとも24時間、就業可能		少なくとも週40時間就業可能。ある階層、例えば 肉体的精神的条件の在宅介護者等の者は、彼らの就業可能を、個人的環境によって、40時間以下に制限することができる。

積極的求職	総ての週、積極的求職	総ての週、積極的求職	仕事への適用または雇用見通しの改善によって、総ての週に積極的求職。行動が仕事をえることを停止した時には、資格を失う。	
求職者協定	求職者の就労計画への自発的に後退		給付条件として請求者協定に加入するか署名する。	
給付へのルート	保険料ベース(拠出)	所得ベース	保険料ベース	所得ベース
構成要素	個人的協定、超過分は、成人扶養者または請求者が年金年齢以上ならば、扶養児童に支給。	請求に含まれる1家族階層の全扶養者には次の者を含む。請求者、配偶者、いずれの児童への求職者同意；児童、障害者、年金受給者、扶養者がいる家族の保険料：抵当利子払いのような住宅費用の追加扶助。	個人的協定のみ	請求に含まれる1家族階層の全扶養者には次の者が含まれる。請求者、配偶者、児童の個人的同意；児童、障害者等の者がいる家族の保険料：抵当利子払いのような住宅費用の追加扶助。
裁定	新請求の開始時の3待機日、2週間裁定される。	不定期間の最初の請求日から支払われる。		新請求の開始時の3待機日、open-endの裁定、未払い金の4夜の支払い。
期間	雇用中断の期間に312日までの週6日	週7日 不定の裁定	同じ2税年に基づく、最大6ヶ月(182日)までの週7日	環境が変わらない間支払われた週給付
年齢制限	失業給付は60/64歳まで支給、または年金受給率では65/70歳まで。	失業IS請求者は、60歳になると、署名なしに、失業者に選択される。	年齢制限：60/65 60-65歳の男性は、ISとJSAの間に選択される。	
収入の規制	週の下限収入(1996年61£。(1997年62£。)以上、または日2£以上、指定なし	以下の週あたりを無視：単身者5£。夫婦10£。特定のグループ20£。	以下の週あたりを無視：単身者5£。特定グループ20£。	以下の週あたりを無視：単身者5£。夫婦10£。特定階層-1人親、救助艇乗組員等。20£。
	収入は、仕事が行われた日を算入。	給付は、収入の1pにつき、1p引かれる。	給付は、収入の1pにつき、1p引かれる。	給付は、収入の1pにつき、1p引かれる。
配偶者の収入	UB扶養者追加以下の配偶者の収入は無視される。収入が追加の水準以上ならば、追加分は支払われない。	配偶者の収入(24時間までの仕事では)給付に影響はない。	配偶者の収入は何ら影響がない。	

Ⅷ 雇用・失業指標と請求者登録統計

労働時間	日の規則－有給雇用（日／週限度以上の収入）に就いてはならない。	週16時間まで	収入のある仕事（平均週16時間以上）に就いてはならない。	
貯金	影響なし。	<p>個人と配偶者の総資産の制限によって影響；                  下限－£.3000                  上限－£.8000</p> <p>居住介護でない者と60歳以上で、新資産の制限が以下の者：                  下限－£.10000                  上限－£.16000</p> <p>居住介護／ナースィングホームの者の制限：                  下限－£.10000                  上限－£.16000</p>	影響なし。	<p>個人と配偶者の総資産の制限によって影響；                  下限－£. 3000                  上限－£. 8000</p> <p>居住介護でない者と60歳以上で、新資産の制限が以下の者：                  下限－£.10000                  上限－£.16000</p> <p>居住介護／ナースィングホームの者の制限：                  下限－£.10000                  上限－£.16000</p>
職業年金と個人年金	55歳以上の者について、週35£以上の年金ラインに減額される。給付は、年金の10pにつき10p減額される。	受領した年金ラインに減額。給付は、年金1pにつき1p、減額。	週50£以上受領した年金ラインに減額。給付は、年金1pにつき1p減額。	受領した年金ラインに減額。給付は、年金1pにつき1p、減額。
労働市場不許可	就業可能でなく、積極的求職できないならば、許可されない。	就業不能、未決定の裁定と裁定が反対ならば、貧窮は支払われる。積極的求職でなければ、貧窮は支払われない。	就業可能／積極的求職でなく、かつ満足な求職者同意でなければ、不許可。	裁定が未決定で反対の裁定に従う特定の脆弱階層の困窮の事例では、減額された率が適用。特定の階層にない者は、JSAの資格に疑いがある場合のみ、第3週から適用される；しかし反対の裁定がなされた場合、適用されない。

裁可	自発的離職、誤った行為、雇用の拒否、訓練の拒否では、26週間まで無資格である。最初の二つの範疇での未決定の裁定では、UBは支給されない。	自発的離職、誤った行為、雇用の拒否についての未決定の裁定と反対の裁定では、ISは、自動的に、個人の同意の40%まで減額される。	自発的離職、誤った行為、雇用の拒否では、26週まで、無資格。訓練事業、雇用計画の拒否、JSA監督の実行を拒否では、2週間（反復では、4）の給付の損失。	貧窮の事例のみ、減額された率への適用：特定の脆弱階層の者以外では、標準裁定またはNew Deal裁定の最初の2週間、適用されない。
NI信用	週8時間以下しか雇用されず、雇用の平常の職業ではないならば、請求者はNI信用を授与された：雇用の週に1日だけであり、収入が低位の収入制限以下であった場合。		週16時間以下の就業であり、求職者同意を完遂することを要求されない以外ではねJSAの資格条件を充たすならば、総ての請求者は、NI信用を受給する。	
試験中の雇用	少なくとも週26週間で、6週間以上仕事に就こうとし、12時間以下の失業者は、自発的離職の給付の無資格なしに自発的に離職できる。		試験中の雇用規則は、失業者を13週に拡大し、少なくとも4週以下、かつ12週間以下、仕事に就こうとしなければならない。	
労働ボーナスへの復帰	就業不能 - 1996年10月7日から、ボーナスがつく。	就業不能 - 1996年10月7日から、ボーナスがつく。	パートタイムで働く請求者と配偶者（どちらが請求するならば）、パートタイム労働（無視の後）の収入の半分に相当する額まで増やすことができる。請求者が給付から仕事に移り、結果としてJSAがISが支払いを止める時、ボーナスは支払われる。(£.1000迄)	

(出所) Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry (JSA QSE). Background paper. Annex4.

JSA四半期別調査の関連文献では、JSAの主要な特徴が概説されている(JSA Background paper, Appendix 3)。この概説は、表Ⅷ-6の給付規則の主要な改訂点の一覧表の解説にもなっている(同上、pp.9-15)。(1)1996年10月7日に、UBに替わって、JSAが導入された。JSAは、新しく設立されたJobcentre Plus One(前の雇用サービス・給付局)に、その機能が受け継がれた。

(2)JSAの資格(表Ⅷ-3のセクション1~3に関連)。

2a. 諸条件の評価。JSAの給付資格が検査される。①少なくとも週40時間、就業可能でなければならない。②積極的に求職していなければならない。Jobcentre Plus Oneで求職者協定の手続きが必要である。協定は次からなっている。イギリスでは、就業可能性について何らかの制限を含んでいる。求職者の同意された就業可能性: 求職者が求職しようとする手順; 就

労支援の範囲がある。③労働可能でなければならない。義務教育の年齢は、対象に含まれない。年金年齢以下が対象とされる。仕事がないか、平均して週16時間以下の就業が対象とされ。所得ベースのJSAでは、どのパートナーでも、週平均24時間以下の就労でなければならない。

2b. 給付を受けるルート。 ①国民保険料を十分に納入している者は、6ヶ月までの個人率で、拠出ベースJSAを支給される。②資格がない者、拠出ベースJSAの十分な納入のない者は所得ベースJSAの支給を受けることができる。

2c. 他の要因。請求者の給付資格に影響する他の主要なルールがある。

待機日。求職期間の最初の3日は待機日と呼ばれ、これらの日にはJSAは支われない。以下の人々は、待機日までサービスを受けられない。前のJSAの資格の内の12週以内にJSA、所得扶助、障害給付、Career's Allowanceに申請をした者。16歳～17歳の者と厳しい貧困規則の下でJSAを得ている者。

2d. 特殊なグループとして、学生の措置がある。フルタイム学生にはJSAは支払われない。ただし、カップルの構成員がパートタイム学生であり、1人は扶養児童である場合、夏季休暇中は、JSAを受領できる。パートタイム学生は、就業可能で、積極的求職しているならば、JSAを受けることができる。それは、彼らの状況と学習している時間に依存している。また16歳～17歳の者について、特殊な事例では、JSAが適用される一扶養児童のあるカップルの構成員、また厳しい貧困状態にある者、等である。

共同請求 (Joint claims)。JSAの請求は、次の基準をみたすならば、共同請求できる: カップルの1人または双方が1976年3月19日以降に誕生した18歳以上で、査定では子供が無く、JSA (IB) 要因である。002年10月28日からは、JSA (IB) の共同請求ができる、扶養児童のいないカップルの要件は、いずれかが1957年10月28日以降に生まれたカップルに拡大された。

(3) 無資格、JSAの支払いの減額（セクション3）

3a. 裁定。不合理に自らの失業を引きおこすか持続させる者は、給付裁定に従う。

①正当に理由なしの自発的離職、正当な理由なしの仕事の拒否、誤った行為による失職には、1週から3週間の裁定が下される。各事例の実際の期間は、それを決定するAdjudication Officer's decisionの判断による。②2週間（12カ月内で繰り返されるならば4週）の固定期間は、雇用計画に出席するかJobseeker's Directionを実行するために、正当な理由なしの拒否に適用される。給付の支払いは、裁定の質問に関するAdjudication Officer's decisionが未決定において、継続する。

3b. 貧困払い。請求者が、労働市場の資格条件を満たせないならば、貧困払いを請求できる。求職者は、貧困で苦しんでいることを証明できるならば、所得ベースJSAの減額された率での貧困払いが適用される。

(4) JSAの認可（セクション6と7）

4a. 拠出ベースJSA。拠出ベースのJSAの個人的資格は、2年の課税年での国民保険料に基づいている。テストの要件を満たすならば、貯金、資産、パートナーの収入にかかわらず、182日（6カ月）まで、個人の年齢関係率の給付を受けられる。パートナーか扶養者の追加給付は、拠出ベースのJSAでは支払われない。

4b. 所得ベースJSA（略）。

4c. 信用（Credits）。国民保険料クレジットは、通常、JSAが支払われる各週に自動的に認可される。

4d. 過渡的措置。ある請求者への支払いの給付総額は、新しいJSAの措置が定められる前に、彼らの失業期間を開始する財政的位置を維持するために企画された経過的措置によって左右される。

4e. 税金。JSAは課税される。しかし税金は、JSAが支払われる以前は、手当（給付）から差し引かれない。

(5) 住宅コスト (セクション8)

所得ベースのJSAの取得は、抵当利子払い(資本払いではない)や地代のような住宅コストを扶助するための資格になる。

(6) 所得と他の給付 (セクション9)

所得と給付のほとんどは、所得ベースのJSAに算入される。

6a. 収入ルール。JSAでは、所得ルールは、所得扶助に適用されるものと同じである。請求者が就業しているならば、週の純収入の一定量が無視される。残りは資産に算定される。パートナーの収入も同様に適用される。

6b. 職業年金と個人年金。請求者は、拠出ベースのJSAが作用される前には、週£50まで、職業年金と個人年金を受領できる。

6c. 他の給付。所得ベースのJSAでは、児童給付、主要な国民保険給付と年金は、完全に所得として算定される。

(7) 減額 (セクション10)。その額は、JSAから差し引かれ、請求者の負債があるか、水、燃料、などの生活必需費用を維持することが困難な第三者に、支払われる。それは、その生活に必要な供給を維持していくセイフティガードになる。

(8) 復職ボーナス (分析、まだ利用できない)。復職ボーナスは、1996年10月7日に導入された。

(9) New Tax Creditsの影響。2003年4月からChild TAX CREDIT (CTC)の導入によって、この表の数字とDWPの刊行物は影響を受けている。

### 3 請求者登録統計の行政的基礎 — JSAの基本的規定と特徴

#### 3-1 JSAの改正目的と主要な事項

請求者登録統計 (claimant count) は、現代の失業保険システムである求職者手当 (Jobseeker's Allowance、JSA) の行政記録から作成されている。以下、

請求者登録統計の基礎にある求職者手当（JSA）の基本的規定と特徴をみる。

失業給付制は、旧失業給付（unemployment benefits）制では、失業給付と所得扶助の二つのシステムであったのが、求職者手当（Jobseeker's Allowance, JSA）制では、拠出ベースのJSAと所得ベースのJSAとの二つのシステムに変更された。失業給付の適性基準に、就業可能、積極的求職に加えて、求職者協約の条項が加えられた。

JSAは、保守党政権下において、失業の高水準と失業給付の増大に対する施策として提案され、失業給付制に代わって、請求者手当（JSA）の導入がはかれた。1994年の求職者法案（Jobseeker's Bill）、1996年の求職者手当法規（Jobseeker's Allowance Regulations）が定められ、1996年10月から実施に移された（参考文献6のJobseeker's Allowance関係の法案、法規（1994）～（1997）、参照）。本稿では、法案、法規の概要に論及するにとどめる。

失業給付制から、JSA制へと改編されたJSAの主な改正点は、①保険料給付の支払い期間が1年から6カ月に変更、②求職、給付機関を一つの機関Jobcentre Plus Oneに変更、③給付の条件として、求職者協定（Jobseeker's Allowance Agreement, JSAg）の導入、④求職者がフルタイムに復帰するために求職している間、パートタイムに就業することを奨励するためのBack to Work Bonusの導入、にあるとされる。

1997年に成立した労働党政権は、後述のように、JSAの導入時にはJSAに批判的であったが、ニューディールの雇用政策を推進するために、JSAを再評価し、失業給付と職業紹介所（Jobcentre）の役割を見直し、失業給付の機能と求職支援（就労支援）の機能の統合として、Jobcentre Plus Oneを創立するに至った。1998年のGreen paper「我が国の新しい野心：福祉のための新しい契約」では、イギリス社会保障制度の問題点として、①社会保障支出の増大にかかわらず、不平等と社会的排除が広がっている、②人々が有償の仕事に就くことを阻害する要因が多く存在しており、働くこと損をするとして働かない人々がいる、③不正受給による多額の損失があることを指摘し、就労年齢にある人々



が働くことが可能であれば、就労を支援し、働くことを推奨する制度改革をすすめる、Welfare to Workを目標とする改革に取り組むことを提唱した (Smith, A. etc. (2000), p.9)

JSAは、保守党政権の下で、1994年に求職者法案 (Jobseeker's Bill) (White Paper, cm 2687)、1996年に求職者手当法規 (Jobseeker's Allowance Regulations) が提案され、1996年10月より、JSAは実施に移された。この間の事情は、JSA法案、法規に関する議会の調査文書 (Research Paper) にみられる。本稿では、1994年の議会調査文書 (The Jobseeker's Allowance Bill (1994) Research Paper 94/129、以下、議会文書①と呼称する) と1996年の議会下院の調査文書 (The Jobseeker's Allowance (1996) Research Paper 96/5、以下、議会文書②と呼称する) によって、JSA導入とその基本的事項の概要をみる。

#### (1) JSAの主な改正点

議会文章②によると、Jobseeker's Allowance 改訂の主な内容は以下のよう  
に要約されている。

- 1) JSAは、1996年10月から失業給付 (UB) に代わって実施される (当初は1996年4月実施予定であつたが、それよりも実施が遅れた)。
- 2) 抛出制JSAでは、求職者手当が継続されるのは6カ月だけである (失業給付UBは1年であった)。支払い期間の6カ月カットは、実施が半年遅れたのにも係わらず、1996年4月より実施される。
- 3) 求職者協定 (Jobseeker's agreement) が、新しく適性基準として導入され、給付が支給される前に、求職者協定に署名しなければならない。
- 4) 請求者が仕事を見いだすステップを踏む時に、彼の「行動または容貌」が彼の仕事をえようとする期待に答えられないならば (これは彼の管理外にあるのだが)、この手順は無視される。このことは、手当の切り下げをもたらすことになる。
- 5) 求職者手当の給付許可はより難しくなる。資格がない者は、彼らが困窮

を示すことができれば、資産テストで扶助の減額された率が付与される。困窮な階層に属さなければ、最初の2週間は、請求者手当は支給されない。

- 6) 抛出制JSAは、扶養者への給付を含まない。UBは、成人の扶養者への付加給付をおこなっていた（また年金年齢の請求者の子供への付加もなされていた）。①所得（earnings）ルールは統合され、所得支援ルールに統合された。②給付率は、18-24歳の低率と統合されている。③新しい労働復帰ボーナス（back to work bonus）は、パートタイムからフルタイムへの就労を促進するために導入されている。④6カ月の失業後、割増4週間の現行のフル率で住宅給付を受けることができる。（議会文書②、pp.5-6）（パートナーへの求職者手当の支給は、後に「共同請求」制が導入されて、実施されることとなった）

## （2）JSA導入への意見

議会文書①には、JSA導入時の対立政党、調査機関と圧力団体、労働組合等の諸団体のJSAへの批判的意見が掲載されている。以下、その概要である。

JSA草案に対して、労働党は、当初は反対であったが、1997年に政権に就くと、JSAを福祉改革、ニューディールの勤労福祉政策（welfare to work）の手段として位置づけ、失業給付と職業紹介の機能を一つの統一的組織（Jobcentre Plus One）に統合し、就労支援政策を推進させた。JSA草案について、当初、対立する政党および諸団体は、下記のような批判的意見を表明していた（議会文書①、pp.22-26）。

### 1) 対立政党

#### ①労働党

労働党の陰の社会保障大臣Dewar D.は、次のように批判的意見を表明した。「JSA法案の発行は、福祉国家についての政府計画下で、国民はより多くの支払いをし、より少なく給付を受けることになる。同法規は、JSAの導入から、

1年間に270百万£の貯蓄になるという政府の推計を増加させる。JSAの導入は、非資産テストの給付の長さを、12ヶ月から6ヶ月に減少させる。このことは、給付資格を喪失する約90000人の人々と同様に、多数の失業者の配偶者が、彼らの世帯が給付扶助の資格を与える仕事を断念させるであろうことを意味している。同法案は、仕事への復帰への動機付けについての限定された提案を含んでいるが、その主要な目的は賦課の原則への攻撃でもある」。

## ②自由党

自由党のスポークスマンは、「JSAは飴と鞭である。・・・JSA法案は、現在システムで持っているペナルティをより厳しくすることと、失業給付資格を6ヶ月に短縮すること以外に何もしないであろう」と批判している。自由党は、特に賦課記録をもっている18～24歳の年齢層が、JSAの下での年齢関連給付率のために、約£9.55を失うことに関心を寄せた」。

## 2) 調査機関と圧力団体、労働組合

### ①調査機関「失業ユニット」(Unemployment Unit)

「失業ユニット」は、「人々が使用者に会う前にも『散髪にいけ』と言われているのを見るようなものである」と述べている。失業ユニットは、「提案されたJSAの下では、資格を獲得している人々はより少なく支払われ、資格をもつ人々の多くは、より少なく支払われるであろう。失業者の請求は、積極的求職テストに直面し、多数の者が資格喪失と給付ペナルティに従うことになり、給付システムの不器用な整備は、大量の失業問題を解決しないであろう。政治的関心が『完全雇用』に向けられると、政府は、失業者自身の心を折り曲げることになる」と批判している。

ユニットの情報監督者は、「イギリスは、既に最も強靱な、有意義な給付システムをもっている。しかしJSAは、2.5百万の失業者をより困窮にし、少なくとも現在の90000人々の給付を拒否するであろう。人々の主要グループの給付水準を切り下げ、多数の請求者が仕事に向かう誘因をうしなう資産テストを拡大するだろう」と批判している。

## ②「低賃金ユニット」(Low Pay Unit、LPU)

LPUは、積極的求職の改訂は、1989年の社会保障法で実施されたが、以前の尺度は、人々の復職の支援に成功したか否かで判断されるが、実際は、失業者や使用者に、何らの給付(利益)をもたらさなかったとする。尺度は、「請求者は、欠員を埋めるよりも給付の状態でいたいという大きな誤った信念に基づいている」と述べている。仕事を見いだす対象は、少数の欠員、より良い資格の候補からの競争、使用者の態度、保障を失う危険、臨時か不規則かの労働を受け入れることによって引き起こされる所得に見いだされる。ユニットは、現行の給付ルールの複合性と官僚制が縮小されること、より良い訓練と再訓練の測定に加えて、求職の特別な支援が利用可能であることを勧告している。

LPUは、次の結論を述べている。「これらの尺度は、仕事を見いだすことができない人々を圧迫する政府の熱情のさらなるステップである。失業者にも使用者にも歓迎されない。未補充の欠員は、二つの広義のカテゴリーに分けられる—それらが不足の技術の要求であるか、それらの臨時的、パートタイムの、低所得かあるか。これらの尺度は、技術不足を支援しないし、低所得と不安定就業に就くことの圧力を増大させるように思われる。より多くの人々が低賃金雇用就いているように、これは、彼らを、既に就労している人々との競争に駆り立て、その結果、彼らの賃金を低下させる。」

以上の他に、障害者同盟(The Disability Alliance)、雇用政策研究所(The Employment Policy Institute)、市民・公共サービス雇用者の全国組合(The National Union of Civil and Public Service Employees)、市民・公共サービス協会の意見に言及している。上記のように、対立政党および各調査機関は、JSAの導入に、批判的な見解を表明していた。しかし、労働党が政権につくと、勤労福祉政策の導入と失業給付と職業斡旋・紹介の統合組織であるJobcentre ONEの設立とともに、Jobseeker's Allowanceは、失業保障と就労支援の新たな役割を課せられるようになった。政党および各界のJSAへのその後見解については、さらに調査研究する必要がある。

### 3-2 JSAの基本的規定 — JSA給付の適正基準と要件

JSAの基本的条項、請求者給付の適性基準（資格基準）について、議会議文書①では、次のように述べられている。

#### (1) JSAの法的条項の規定

- ①請求者は、JSAの受給の適正基準として、以下の要件をみたさなければならない。労働可能、就業可能、積極的求職の条項によって労働市場の給付条件を充たし、かつ求職者協定の手続きをしなければならない。
- ②JSAの給付条件として、失業しているか、または週16時間以下の就業しかしていないことが要件とされる。
- ③適正な国民保険拠出記録（拠出制JSA）を保持していなければならない。
- ④所得ベースのJSAでは、資産テストされるので、一定水準以下の所得と資産しか所有していないことが要件とされる。
- ⑤JSAの適用年齢は、18歳以上の者（特別な状況を除き）と政府年金年齢以下の者である。以下、多少詳しく条件が規定されている。
  - 1) 拠出条件。拠出ルートによるJSAの受給条件は、失業給付に適用されている条件と同じである。
  - 2) 所得条件。資産テストされるJSAの所得条件は、所得扶助制から直接に導き出される。
  - 3) 「就業可能」と「積極的求職」の要件。積極的求職の条件は1989年の社会保障法で付加されたものであり、JSAでは、この定義がより拡大され、「求職者が合理的に期待される、いかなる仕事にも就業可能である」と拡大定義された（就業可能の要件は、後述のように、1989年の社会保障で、それまでの「相応に雇用」の条項が削除され、請求者は、斡旋されるいかなる仕事にも就かなければならないと改編された。JSAでは、その規定がより拡大定義された）。
  - 4) 求職者協定。JSAでは、新たに求職者協定が導入された。これは、1990

年に導入された現行の自発的復職計画に強制的基礎を与えるものであった。

5) 就労支援ボーナス。JSAの条項22には、1994年10月に宣言された復職ボーナスを再定義している。ボーナスの目的は、失業者がパートタイム労働に就労し、さらにフルタイム労働に就労すめることを支援することにある。(議会文書①、pp.9-21)

## (2) JSAの適正基準

これまで、JSAの主要条項、JSAの適性について、DWPおよび議会文書によって、その概要をみてきた、以下、JSAの適性基準(失業給付の受給条件の適性)に焦点をあて、その主要論点に論及する。イギリスの失業給付システムについて体系的に検討しているJones, K.の『イギリスの失業給付』によって、その論点をみる。

### イ) JSAの適性基準の主要論点。

JSAの失業給付には、拋出制JSAと所得制JSAがあるが、所得制JSAは、所得が最低生活水準以下に低下するのを防ぐセイフティ・ネットの役割を果たしている。

JSAの両タイプの適性は、「労働市場ルール」に基づいている。請求者は、労働可能、就業可能、積極的求職の三つの適性基準をみたしていなければならない。

①病気、障害等の理由で、働けない被雇用者は、資産テストを受け、障害給付(拋出制)または所得扶助を受けることができる。②労働可能で、就業できない者(介護責任など)は、所得扶助を請求できる。③労働不能、就業不可能で、積極的求職に失敗したものは、社会的安全給付であるJSAの受給資格がない。また以下の者には、JSAは支払われない。16歳以下か義務教育を受けている者、週16時間以上の有給労働の就業者、年令年齢以上の者(女性60歳以上、男性65歳以上)。

## 1) 拠出制JSA。

拠出制JSAは、被保険者が国民保険料を支払い（またクレジット払い）、失業者に支給される保険タイプの給付である。1) 拠出制JSAには、三つの保険料があり、25歳以上、16-17歳以下、18-24歳以上に分けられる。2) 拠出制JSAは、請求期間として最大6カ月間、支払われる。6カ月以後には再度請求できる。3) 就業可能の一定の条件を充たさなければならない。すなわちJSAの「労働市場ルール」では、週16時間以下の労働を繰り返すなら、拠出制JSAの資格がない。4) 拠出制JSAは、資産テストはないので、資産は資格基準としては無視される。しかし一定水準を超えるパートタイム収入は、JSA給付から差し引かれる。私的年金または職業年金からの所得（週50ポンド以上）は差し引きされる。5) 拠出制JSAは個人を基礎にしている。パートナーや子供は、例外を除き無視される。

共同請求。新たに導入された共同請求のJSAでは、カップル（婚姻か同居か）の内の1人がJSA（IB）を請求しようとするならば、彼らのパートナーと一緒に共同して請求しなければならない。このことは、JSA（IB）が支払われるには、パートナー双方がJSAの労働市場ルールをみたさなければならないことを意味する。関係するカップルは、次の者である。①子供がいない。②少なくともパートナーの1人は1957年10月28日以降に生まれている（現在のルールでは2003年8月）すなわち1人のパートナーが45歳以上の事例に適用される。

## 2) 働く能力（Capacity for work）

適性基準として、働くことができる（働く能力がある）ことが要件とされる。JSAの労働可能か非労働可能かのテストは就労不能テストと同様である。労働可能テストは、①最近就労していた者では、「自己職業診断」は、就労不能の最初の28週間に適用される。テストは、平常の仕事をおこなう請求者の能力に焦点をあて、主に、請求者担当医師によって診察される医学的証拠によっている。②最近就労していない者には、就労不能給付の28週後に、「個人労働能力査定」が適用される。またJSA受給者の誰でも、12カ月の内の14日まで、病気

であることが認められている。

### 3) 積極的求職 (Actively seeking work)

JSAの適性であるには、失業者は、積極的に求職していなければならない。請求者は、また求職者協定に署名するには、積極的求職していることを宣言しなければならない。請求者は、少なくとも毎週積極的求職を示めさなければならない。請求者が暴力的または誤った態度で行動して、または彼らの行為が個人的容貌によって特定の仕事をみいだす機会を失ったならば、請求者が仕事を見いだすどのステップも無視される。

### 4) 就業可能性 (Availability for work)

JSAの資格として、請求者は、いかなる仕事にも就業可能でなければならない。個人の就業可能性は、雇用事務官によって検査される。就業可能とみなされるには、請求者は、少なくとも週40時間、働く意志があり、労働可能でなければならない。週24時間以下の仕事の拒否は、認められている。請求者は、一般には、提供された仕事に直ちに就かなければならない。後述のように、「相応な雇用」の条項が削除されており、請求者は、Jobcentreから斡旋される仕事に就かなければならない。

### 5) 求職者協定 (Jobseeker's Agreement)

請求者は、地域のJobcentreで、求職者協定に署名する必要がある。雇用事務官によって請求者へのインタビューが行われる。協定の項目は、①請求者が就業可能である週時間数、②請求者が求職する仕事のタイプ、③請求者が仕事をみだし、仕事をえることによって彼ら状態が改善される手順、④請求者が彼らの就業可能性に課することを願う何らの制限からなっている。(Jones, k. (2003), pp.43-47)

## ロ) JSAの給付資格の適性基準について

19世紀中葉から20世紀の初頭のイギリスにおける失業救済関連法と失業保険法の成立に至る経緯 - 労働組合の失業給付、失業労働者法 (1905年)、職業紹



介所法（1909年）および失業保険法（1911年）の経緯において、失業救済、失業保険の対象労働者の救済、給付の諸条件の規定がなされた（岩井 浩（2004b）、pp.10-12）。

- ① 1911年の失業保険法において、「労働者は一定の方法で失業給付の請求者となり、請求日以来、連続して失業していることを証明しなければならない」（同法、p.3）と規定された。労働者は、一定の様式で、失業給付を請求し、その請求日以来、継続的に失業していた証明をしなければならなかった。
- ② 労働者は、「働くことができ、かつ相応な雇用をみいだすことができない（capable of work but unable to obtain suitable employment）（同法、p.3）と規定された。失業保険法では、一般に「働くことができる」とは、働く能力のある者と同義であるとみなされた。「病気または仕事上の障害により肉体的労働者が働くことができない時、医療保険（1911年、国民保険の第一部）または1906年の労働者補償法の条項が適用された」。ここでの「相応な雇用」は、多様な要因を含む用語であるが、職業紹介所から「相応な雇用」が提供され、請求労働者がそれを拒否すると、彼は、一兩日中に拒否の正当な理由を事務官に明らかにしなければならない状態におかれた。また彼は仲裁法廷または彼の特定の事例で、一定の根拠で雇用の提供が相応であるとした審判人に、その条件を明にしなければならなかった。
- ③ 労働者は失業給付への彼の権利を浪費してはいけないと規定された。この条件を充たさない三つの種類の雇用として、次の事項があげられている（同法、p.3）。(a) 労働争議のための休職の結果としての欠員状態の雇用を断る権利をもっている。(b) 労働者は、その地域で、慣習的に、彼の雇用で得られるよりも低い賃金率または余り好ましくない条件を理由に、彼が、最後に平常就業していた地域での雇用の提供を断る権利がある。(c) また使用者と労働者の協会の協定によって、その地域で一般に観察される、同じような賃金率また条件によって、労働者は、地域での雇用の提供を断る権利をもっている。ここで労働者が仕事を拒否できる明確な根拠

は、2つの事項に限定されている。①労働争議にはストライキとロックアウトが含まれており、労働争議の中立性が擁護された。②賃金稼得者として彼の生計状態を維持する労働者の権利が保証されていた。

以上のように、初期の失業保険法において、失業保険の失業給付の受給資格すなわち失業給付の適性に関する失業給付の諸条件の法的規定として、失業していて（失業の証明）、労働可能で「相応な雇用」を見いだせず、職業紹介所等で積極的に求職していて、かつ就業可能であるという失業給付の資格の適性が定められていた。そこでは、「相応な雇用」の規定があり、職業紹介所から斡旋・提供された雇用は、請求者の技能、経験等に相応な雇用でなければならない。それは、上記の規定にみられるように、標準的賃金、生活基準以下の低賃金で、劣悪に条件の雇用であれば、請求者は、それを拒否できる条項を含んでいた。1911年の失業保険法は、国営の職業紹介所の設立と相まって、20世紀初頭に排出した大量の失業者と臨時労働者（Casual workers）に対して、一定期間の失業給付をおこなうとともに、安定した常用雇用を斡旋することを、設立の課題としていた。「相応な雇用」の規定、条項は、失業保険法の重要な条項であった。

失業保険法の基本的条項の規定は、戦後の失業給付行政の諸条件の数々の改訂の経緯のなかで、その基本構造は受け継がれてきたとされている。しかし失業給付の受給資格にかかわる「相応な雇用」の規定は、1989年の社会保障法の改訂で大きな変更が加えられた。1989年の社会保障法の失業給付の改訂と失業給付の制限の詳細については、Bryson, A. & Jacobs, J. *Policing the Workshy* で論及されている（Bryson, A. and Jacobs, J. (1992)、Chap.3, pp.16-22）。1989年の同法では、失業給付受給者の積極的求職活動を義務づけ、この義務の履行を、失業者自身が証明しなければならいと規定されるとともに、この「相応な雇用」条項が削除された。これにより、失業給付の請求者は、劣悪な条件の雇用でも、職業紹介所からの職業斡旋を拒否すれば、失業給付の受給資格を失うことになった。上記のJSAの就業可能の規定にみられる「JSAの資格として、

請求者は、一般的に適性とみなされるいかなる仕事にも就業可能でなければならぬ」という条項は、1989年の社会保障法の「相応な雇用」の削除の規定に基づくものである。

### 3-3 JSAの調査と評価

本稿の最後に、社会保障局のJSAのアンケート調査とその諸結果について、簡単に触れる。社会保障局は、JSAの調査報告書シリーズにおいて、Jobcentreを利用してしているJSA（求職者手当）の請求者、受給者を対象に、JSAの導入前と後の実施状況のアンケート調査を継続して実施している。アンケート調査結果を基づいて、JSAの諸特徴、JSAの請求者、受給者の特性について、系統的に調査報告書を公表し、JSAの一定の評価を行っている。

本稿では、その概要に言及するために、主要な報告書であるMckay,S., Walker,R. and Young,R.(1977) Unemployment and Jobseeking before Jobseeker's Allowance (Research Report 73)、Smith, A. etc.(2000) Understanding the Impact of Jobseeker's Allowance (Research Report, No.111,) とRayner, E. etc.(2000) Evaluating Jobseeker's Allowance: Summary of the Research Findings (Research Report, No.116) をとりあげ、JSA調査とその結果について、その概要をみる。

調査報告書（Smith, A. etc.(2000)）によると、JSAは、1996年10月に失業給付と失業者への所得扶助に代わって導入された。JSAの導入の目的は、①請求者が求職者給付の受給の諸条件を理解し、それを充足するようにさせ、彼らの求職を支援することによって、労働市場の機能の改善すること、②資金支援を必要とする者によりターゲットを絞った効率的な行政によって納税者の貨幣価値のよりよい確保すること、③より明確な給付構造とより良いサービスの配信によって、失業者へのサービスを改善すること、にあるとされた。(Smith, A. etc.(2000), p.2)

前述のように、保守党政権下の1996年のJSAの導入時には、労働党はJSA

に批判的であったが、1997年に労働党政権が成立すると、雇用政策、福祉政策の政策的変更がなされ、「有給労働が労働党政府の福祉改革の中心的役割を占めている」と規定された（同上、p.11）。1998年の社会保障のGreen Paperで、「新しい福祉国家は、働く人々が、労働することが可能とこでは、労働年齢の働く人々が就業することを援助、支援しなければならない」とされ、勤労福祉政策は、政府の貧困防止ための政府の戦略の要であるとされ、教育、訓練、支援を受ける権利の保障によって、そして個人へのしっかりした支援によって福祉依存から脱却する出口を広げることによって、貧困を克服することが企画された（同上、p.12）。

（1）調査の企画は、調査報告書（Mckay, S., Walker, R. and Young, R. (1977)によると、次のように企画された。

約5000人の一次調査（9月）と約3000人の二次調査（3月）において、求職者のアンケート調査がおこなわれ、Pre-JSAとPost-JSAの比較がなされた。5000人の失業求職者は、1995年に標本抽出され、1995年夏に面接調査され、1966年春に2回目の面接調査がなされた。調査計画は、表Ⅷ-7のように設計された（同上、p.11） Jones, K. (2003)。

表Ⅷ-7 調査の企画（1）

現地調査データ	前JSA 標本または「コホート1」	後JSA 標本または「コホート2」
1995年9月	wave 1	
1996年4月	wave 2	
.....		
1997年7月	wave 3	
1997年9月		wave 1
1998年4月		wave 2

(注) 点線はJSA導入を表示

(出所) Mckay, S., W, R. and Young, R. (1997), Table 1.1, p.11.

(2) 調査の主な結果は、調査報告書 (Smith, A. etc. (2000)) によると、次の項目からなっている。

- ・ 標本サイズと回答率および求職失業者数の推移
- ・ 回答者の経済的地位 (フルタイム、パートタイム (労働時間数)、政府／TFC/、LECプログラム、失業者と求職、家庭の世話、健康障害)
- ・ 全標本の経済的地位 (同前)、
- ・ 求職者給付状態 (給付中、NIクレジット中、非給付)
- ・ 世帯構成 (単身者、子供無しパートナー、5歳以下の子供ありのパートナー、5-15歳の子供ありのパートナー、16-18歳の子供ありのパートナー、1人親、両親と同居、他の親戚と同居、親戚でない者との同居)

これらの項目は、性別、年齢別、Pre-JSA/ Post-JSA別とそのクロス表からなっている。

主な統計表を例示すると、表Ⅷ-8 調査計画(2)、図Ⅷ-5 イギリスの請求者登録の失業、表Ⅷ-9 回答者の経済的地位表、表Ⅷ-10 失業給付の状態、表Ⅷ-11 世帯構成である。

図Ⅷ-5は、季節調整の有無で多少の差異があるが、請求者失業(請求者登録者)は、1993年をピークに、かなりの減少傾向が持続している。表Ⅷ-9の回答者の経済的地位では、95年~98年にかけて、大きな比率を示しているのは、就業者では、フルタイム労働とともに、パートタイム労働(週16-29時間)の比重の増加が見られる。失業していて求職している者の割合は、49%から65%の間を上下しており、高い水準にあることが表示されている。表Ⅷ-10の失業給付状況では、景気の回復もあり、1996年のWave 2と1998年のWave 2では、給付中の者が減り、給付無しの者が増えていることが表示されている。表Ⅷ-11の世帯構成では、単身者と子供なしのパートナー、5歳以下の子供がいるパートナーの比重が高いことと、親と同居の者の比重の高さが表示されている。社会保障局のJSAの請求者登録統計のアンケート調査では、請求者給付の資格、失業給付の状況の調査とともに、回答者(失業給付の請求者)の

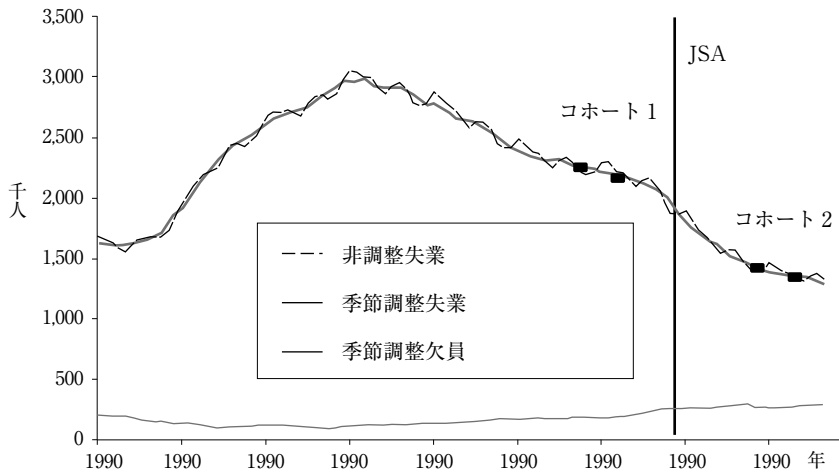
失業状況、就業形態(フルタイムとパートタイムの諸形態)、家庭/子供の世話、健康状況が幅広く調査されている。

表Ⅷ-8 調査計画(2)

	Pre-JSA		Post-JSA	
	Wave 1	Wave 2	Wave 1	Wave 2
	(1995年 9月)	(1996年 3月)	(1997年 9月)	(1998年 3月)
新請求	2,387	1,512	2,384	1,605
現請求	2,440	1,958	2,391	1,660
回答%	75	72	73	68
累積回答率%	75	53	73	50

(出所) Smith, A., Young, B. etc (2000), Table 1.1, p.11.

図Ⅷ-5 請求者登録の失業



(出所) 同前、Figure 1.1, p.13.

Ⅷ 雇用・失業指標と請求者登録統計

表Ⅷ-9 回答者の経済状態

経済状態	全標本				Wave 1での最近の失業			
	Wave 1		Wave 2		Wave 1		Wave 2	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
フルタイム	440	14	846	26	653	26	1,100	43
パートタイム (16-29時間)	111	3	181	6	132	5	216	8
パートタイム (16時間以下)	148	5	159	5	86	3	93	4
フルタイム教育と パートタイム労働	21	1	11	*	24	1	20	1
フルタイム教育	38	1	53	2	48	2	61	2
政府/TEC/LEC計画	271	8	126	4	43	2	54	2
失業者と求職者	2,115	65	1,578	49	1,505	59	823	32
家庭/子供の世話	20	1	77	2	21	1	73	3
健康問題	75	2	177	6	45	2	104	4
その他	10	*	8	*	5	*	10	*
総数	3,249	100	3,215	100	2,562	100	2,555	100

\*0.5以下

(注) ベース：第2次インタビューの全回答者・POST-JSAコホート

(出所) 同前、Table 2.1, p.18.

表Ⅷ-10 失業給付の状態

		Wave 1				総計
		給付中	NI信用だけ	給付なし	全	
全標本	給付中	64	10	21	49	1609
Wave 2	NI信用だけ	2	44	1	3	112
	給付なし	34	46	79	47	1544
	総計	2180	143	942		3265
最近 失業	給付中	45	13	10	29	761
Wave 1						
Wave 2	NI信用だけ	3	29	1	4	96
	給付なし	52	58	89	67	1728
	総計	1409	161	1015		2585

(注) ベース：第2次インタビューでのPOST-JSAの全回答

(出所) 同前、Table 2.3, p.22.

表Ⅷ-11 世帯類型

世帯類型	全標本		最近の失業 (Wave 1)	
	人数	%	人数	%
単身者	749	23	401	16
パートタイマーと子供なし	397	12	442	17
パートタイマーと5才以下の子供	377	12	262	10
パートタイマーと5-15才の子供	285	9	215	8
パートタイマーと16-18才の子供	49	2	49	2
1人親	46	1	45	2
親と同居	1105	34	936	36
他の親戚と同居	149	5	91	4
親戚でない者と同居	107	3	143	6
総数	3265	100	2584	100

(注) ベース：Wave 2の回答者 (POST-JSAコホート)  
(出所) 同前、Table 2.8, p.27.

### (3) JSA調査の評価

JSA調査は、社会保障局の一連の調査報告書で、詳細な分析、評価がなされている。ここでは、総括的調査報告書により、JSAの評価の概要に触れるにとどめる。

1) JSA調査の報告書 (Smith, A. etc. (2000)) では、JSAの導入の前後の成果が、次のように評価されている (同上、pp.1-7) (Jones, K. (2003), 86-87)。

- ・ JSAは、請求者登録を終わらせる運動で大きな成果をもたらした。
- ・ JSAは、JSA導入後、給付に戻るの者がすくなくなった。仕事をえて給付から離れた者が、仕事を失った時に失業関連給付に戻る者が少なくなった。
- ・ JSAの導入以来、求職行為が積極的になり、直接に使用者に接触する求職者の数が著しく増大した。
- ・ 求職者は、給付の裁可に関連する事項を含めて、JSAの規則をよりよく理解して請求者していた。



2) JSAの最終報告書 (Rayner, E.etc. (2000)) では、JSAの実施状況とその成果が、次のように評価されている (同上, pp.1-3) (Jones, K. (2003), p.88)。

- ・ JSAは、最初の時期に全体として請求者登録を減少させた。その後、低失業の分野でも長期請求者についても、請求者登録を減少させた。
- ・ JSA導入前後の双方において、給付を離れた人々の2/3は仕事に向かった。復職の仕事の大多数は安定的であり、特に短期の失業を経験している者にとっては安定していた。JSAの導入後、請求者は、給付に戻るものは少なくなった。仕事をえて給付から離れた者は、仕事を失った時に、失業関連給付に戻る人は少なくなった。
- ・ JSAの導入以来、非活動的請求者は少なくなった。一般に失業者の求職戦略は、JSAの導入とほとんど変化がなかった。しかしながら、求職行為が積極的になったことを示しており、使用者に直接、接触する請求者登録者が著しく増大した。
- ・ 請求者は、JSAの下で、アドバイスを与えられ、仕事の欠員について説明された。ジョブセンターのスタッフは、請求者のために、直接に使用者と接触するようになった。
- ・ 求職者は、JSAの下での規則をより良く理解して請求し、積極的求職をおこなうよになり、給付裁定の意識は、著しく増加した。不許可か裁可の経験をした多数の求職者は、罰則の結果、の求職を増加させた。しかし経験しなかった他の求職者は、抑止効果は限られているとみなして、彼らの個人環境は罰則を避けられないと思っていた。
- ・ JSAの請求中、約10人1人は、パートタイム労働、自発的労働、等に参加していた。給付から離れるための機会を請求する個人の活動への参加は、おおきく変化した。
- ・ 個人の経済活動は、JSAの導入後、彼らのパートナーの活動ら影響を与え続けた。パートナーの経済活動に影響を与える他の要因は、世帯類型と地域の失業を含んでいる。

以上のように、社会保障局は、JSAの調査報告書シリーズにおいて、JSAの導入前と後の実施状況のアンケート調査を継続して実施し、JSAの諸特徴について、調査結果を基に、系統的に調査報告書を公表し、JSAの評価を行っている。本稿では、その特性について簡略に触れるにとどめたが、JSAの調査が、JSAの導入前後の行政的組織側面について多面的に調査をおこなっている。JSA調査が、被調査者（失業給付請求者）のJSAの行政的諸活動（JSA法規、求職、求職等への意識、失業登録、求職活動、復職等の活動、等）の調査をおこない、JSAの行政的側面の一定の評価（景気回復も伴って、失業給付登録者の減少等の一定の成果を評価）を行った。また特にJSA調査が、失業給付請求者、失業給付受給者を対象に、その社会経済的屬性－回答者（失業給付の請求者）の失業状況、就業形態（フルタイムとパートタイムの諸形態）、世帯構成、家庭／子供の世話、健康状況－の調査を実施している側面は、注目に値する。

## むすびにかえて

1) 本稿では、はじめに、問題の所在としてイギリスの雇用・失業指標と請求者登録統計をめぐる諸論点を概観した。請求者登録統計は、19世紀後半の労働組合の失業給付を継承し、20世紀初頭の大量の失業者と臨時労働者（不安定労働者）の増大とその改善の方策としての失業労働者法、職業紹介所法を受けて、1911年の国営の強制的失業保険（医療保険と合わせて国民保険として実施）制度の実施以来、1世紀半の歴史的展開がある。請求者登録統計の行政的基礎は、失業保険法と失業給付のシステムであるが、戦前から前後、幾多の改編を経ながらも、失業給付制度の基本的組織的構造には大きな変革はなかった。保守党政権の下で、長期の高い失業水準が続くなか、1966年に、失業保険制度が、失業給付制（unemployment benefits, UB）から求職者手当（Jobseeker's Allowance, JSA）制に改変された。1997年に成立した労働党政権は、JSAの導入時には批判的であったが、ニューディールの雇用政策を推進するために、

JSAを再評価し、勤労福祉政策と職業紹介所（Jobcentre）の役割を見直し、失業給付の機能と求職支援（就労支援）の機能の統合として、Jobcentre Plus Oneを創立するに至った。JSAは、ニューデールの勤労福祉政策の手段としての役割を与えられ、社会的に排除された失業（若年層の失業、長期失業、等）の確定と就労支援の役割を与えられた。不定就業、低賃金層、Working Poorの確定と生活支援が社会的排除と統合のプログラムに組み入れられた。

イギリスの二つの失業統計（労働力調査と請求者登録統計）は、求職者手当の資格を有する者は、失業保険が医療保険ともに、国民保険の一環として構成されていることもあり、失業保険の加入率は高率であり、労働力統計と請求者登録統計は、比較可能な統計系列となっている。現代の請求者登録統計とその行政的基礎には、1996年の失業給付（Unemployment benefits, UB）制から求職者手当（Jobseeker's Allowance, JSA）制への移行に基づいている。請求者登録統計は、社会保障局労働・年金部（DWP）の全失業給付求職者からの5%抽出のJobseekers' Allowance Quarterly Statistical Enquiry（JSA QSE）（JSA四半期別統計調査、季節調整なし）と政府統計局（ONS）から公表されている請求者登録統計（CC）がある。JSA QSEは、JSAの給付資格とそれに作用する諸要因に関する詳細情報の提供に主たる目的があり、CCは、同じソースから作成されるが、各月の請求失業者の主要事項を公表しており、その目的は、失業請求者数の算定とその季節変動の推定によって、労働市場での趨勢をモニターすることにある。DWPのJSA QSEは、統計調査の名称になっているが、Jobcentre Plus Oneの業務記録から電子的に抽出されてデータであり、業務統計である。ONSのCCも、同様に業務統計の一形態である。イギリスの失業給付請求者、失業給付受給者の調査は、DWPのJSAの調査で実施されている。社会保障局は、JSAの調査報告書シリーズにおいて、JSAの導入前と後の実施状況のアンケート調査を継続して実施し、JSAの特徴について、調査結果を基に、系統的に調査報告書を公表し、JSAの評価を行っている。

請求者登録統計の行政的基礎にあるJSAは、議会文書等でみたように、その

主な改正点は、①保険料給付の支払い期間が1年から6か月に変更、②求職、給付機関を一つの機関Jobcentre Oneに変更、③給付の条件として、請求者協定（Jobseeker's Allowance Agreement, JSAg）の導入、④求職者がフルタイムに復帰するために求職している間、パートタイムに就業することを奨励するためのBack to Work Bonusの導入、にあるとされる。

労働党政権は、ニューディールの雇用政策を推進するために、JSAを再評価し、失業給付の機能と求職支援（就労支援）の機能の統合として、Jobcentre Plus Oneを創立させた。1998年のGreen paper「我が国の新しい野心：福祉のための新しい契約」では、就労年齢にある人々が働くことが可能であれば、就労を支援し、働くことを推奨する制度改革をすすめ、Welfare to Workを目標とする改革に取り組むことを提唱した。

JSAは、成立当初の対立政党（労働党、自由党）と調査機関等の批判にみられるように、UBの諸規定と比較してしても、より厳しい積極的求職の条件、就業可能（1998年の社会保障法の「相応な雇用」の規定の削除の徹底）、請求者協定の新たな導入にみられるように、拠出制JSAの給付規定、給付の適性基準は、より厳しい内容になっている。労働力調査結果の日英比較で言及したように、労働党政権の成立以降、イギリスの経済の回復と好景気の持続によって、失業状況は改善され、失業率（労働力調査、請求者登録統計）の著しい低下が持続している。またJSAが、労働党政権の勤労福祉のニューディールの諸施策に組み入れられ、ニューディールの雇用政策が、雇用状況の改善に有用であったと評価されている。ニューディールの一環に組み入れられたJSAの組織と機能の評価も、ニューディールの評価と同様に、それが景気回復によるのか、政策的有効性によるのが、さらなる吟味・検討が必要とされている。JSAと勤労福祉政策と理論と実態について検討が、課題とされる。

現代イギリスの請求者登録統計では、DWP, Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry (JSA QSE) は、統計調査の呼称がついているが、Jobcentreの求職者手当の請求記録から5%標本調査の結果であり、業務統計

の一形態の請求者登録統計である。JSA QESは、失業給付の請求者のJSAの行政的制度的システムとの関係において、JSAの特性 — JSAの類型別特性（JSA総数、拠出ベース、所得ベース別JSA、給付無し）、受給者の類型別特性（請求者、パートナー、扶養者）、給付資格、給付・非給付理由別、給付額別、性、年齢別、地域別特性の詳細な解明、表示になっている。業務統計の制約からか、失業給付請求者の求職理由、求職タイプ、その生活実態等については、調査、表示されていない。

社会保障局のJSAの調査と評価でみたように、社会保障局は、JSAの調査報告書シリーズにおいて、JSAの導入前と後の実施状況のアンケート調査を継続して実施し、JSAの特徴について、調査結果を基に、系統的に調査報告書を公表し、JSAの評価を行っている。そこでは、失業給付請求者、失業給付受給者を対象に、その社会経済的属性 — 回答者（失業給付の請求者）の失業状況、就業形態（フルタイムとパートタイムの諸形態）、世帯構成、家庭／子供の世話、健康状況 — の調査が実施されている。JSAアンケート調査が、JSAの請求者登録統計（DWPの（JSA QSEおよびONSのClaimant Count）の業務統計としての限界（JSAの失業給付の行政的側面の表示が中心）を越えて、被調査者である失業給付の請求者の社会的諸属性の調査をおこなっていることが注目される。

2) イギリスの雇用・失業統計が、比較可能な二つの統計 — 労働力統計と請求者登録統計からなっており、請求者登録統計は、1世紀半の歴史経緯をもっており、全国レベルでも地域レベルでも、労働力統計と請求者登録統計の比較利用がなされている。勤労福祉政策との関係において、地域の社会的排除の諸指標（失業、就業形態、低所得、就労貧困、貧困等の諸指標）の計測と政策的利用が計られている。政府統計局（NS）は、地域政策の手段として、小地域（地域別、都市別）の失業率、居住地別失業率（労働力調査）と従業地別失業率（請求者登録統計）、仕事密度（Jobs Dencity）指標、通勤移動地域（Travel-To- Work Area, TTWA）別雇用・失業指標の策定をおこなっている。

日本の雇用・失業指標としては、公式には労働力調査（総務庁統計局の調査統計）の完全失業者と失業率および職業安定所統計（厚生労働省職業安定局の業務統計）の有効求人倍率がある。

厚生労働省職業安定局から公表されている職業安定統計は、日本の雇用保険加入者のカバー率が低いこともあり、ハローワークでの一般求職者数（雇用保険受給者を含む）と企業の求人数の比率である有効求人倍率が公表されてきたに過ぎない。ハローワークの業務記録としての雇用保険受給者数は、完全失業者に対応する失業指標としては扱われていない。被保険者、雇用保険の受給状態に関する統計としては、厚生労働省職業紹介局雇用保険課『雇用保険事業年報』（各年版、）が最も詳細であるが、保険事業の業務記録から作成された統計なので、被保険者数、一般求職者給付（この給付のみ、年齢別被保険者期間、就職困難1年未満・1年以上の区分）、高齢者給付、特例一時金、日雇、別求職者給付の人員、給付額の表示がある。適用事業所（産業別）、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付などの雇用保険事業の組織としての事業実態（給付と職業紹介）が表示されている。被保険者、求職給付者の実態（離職理由、求職状況、その生活実態）については、関心がむけられていない。この年報の地域区分は都道府県別までしか表示されていないが、都道府県労働局（厚生省出先機関）の職業安定統計、事業報告では、ハローワーク別の表示までであるが、ただ業務統計の表示内容、表示形式は統一されておらず、その表示レベルも不揃いである。この点、地域の雇用・失業指標の整備の視点から、検討が必要と思われる。

バブルの崩壊と長期不況の進行は、日本の雇用・失業問題の深刻化、失業の急増と失業構造の欧米化（若年失業率が平均失業率の倍の水準）を推し進めるとともに、地域の雇用・失業問題の深刻さとその格差の拡大を進行させている。地域別雇用・失業指標をみると、労働力調査は標本統計調査のサンプル数の限界から、都道府県別、ブロック別失業率が公表されるに止まっている。市町村別失業率は、5年毎に実施されている国勢調査（人口センサス）の結果でしか

把握されない状態である。<sup>2)</sup> 長期不況の進行にともない、失業問題が深刻になるにつれ、労働力調査は、より詳細な調査体系と調査項目の整備を目的として、月例の労働力調査と毎年2月に実施されてきた労働力調査特別調査を統合して、2002年より、労働力調査詳細調査として実施されてきた。そして被雇用保険者、雇用保険受給者の統計調査が、2001年12月より、総務省統計局の労働力調査結果の完全失業者に関して、その雇用保険受給関係の調査が、年2回、「就業希望状況調査」として実施されはじめた。また雇用保険業務を担っている厚生労働省が、2002年12月より、年2回（1月と6月）、雇用保険受給者関係の「求職者総合実態調査」の実施を始めた。後者の調査は、雇用保険行政との関係における雇用保険受給者の調査が中心であるが、前者の統計局の調査は、労働力調査の結果である完全失業者に関する雇用保険受給状況の調査が中心である。「就業希望状況調査」は、また一時的調査に止まっているが、継続しておこなわれれば、雇用保険受給者の社会経済的属性の調査がとして、大きな意義をもつ統計調査になるであろう<sup>3)</sup>（参考文献5、参照）。

今後、イギリスの失業給付と請求者登録統計（JSA統計）の特性の研究結果を踏まえ、地域雇用・失業統計指標の策定に視点を置いて、日本の請求者登録統計（職業安定所業務統計、雇用保険業務統計）の検討が、研究課題である。

#### （注）

- 1) 請求者登録における行政的変更、連続性の問題、請求者登録による失業率の現実反映性の問題は、多数の論者によって吟味、検討されているが、R.トーマスは、論文「失業・雇用統計の政治と改革」〔Thomas. (1999)（および〔Thomas. (1998)〕）において、この問題の「政治的統計的背景」について、次のように吟味、批判している。
- 「1980年代と1990年代の請求者登録から他の形態の社会保障給付への密かな動きが続いている。この動きは、シエフィールド・ハーラム大学で行われた研究で裏付けられている（Beatty et al., 1997）。1980年代と1990年代初頭には、職業安定所は請求者登録を減らすために、請求者を就労不能給付に変えることが奨励されていた（Beatty et al. (1997), p.13）。1981年から95年の時期に、長期疾病給付を受けたと記録された人数は、60万人から180万人に増加した（同上、p.11）。マーサーティドフィル、リバプールとタインサイドのような

地域では、労働年齢人口の男性の20%以上が就労不能者に分類されている（同上、p.14）。シェフィールドの研究チームは、地方のより豊かな地域の労働年齢人口のうち、長期疾病に分類される人の割合と比較して、1997年1月には長期疾病の全国の「超過」〔本来の長期疾病者にあたらない者〕は130万人であったと推計した（p.23）。R. トーマスは、また「この『密かな動き』という用語は正しいようにみえる。というのは、教育雇用省でさえ、何が起きているか気づいていないようにみえるからである。教育雇用省は王立統計協会と緊密に協力して、1995年に失業統計報告（Working Party, 1995, p.405）を提出した。しかし王立統計協会のこの報告は、この動きに気づいているとう証拠を示していない。また翌年に提出された議会の特別委員会の報告も同じである。」と述べ、請求者登録の政治的動きをめぐって意見の相違があることも指摘されている。」ことを指摘している（Thomas, R. (1999)、岩井浩、他監訳『現代イギリスの政治算術』（2003）、pp.414-415）。

R. トーマスは、さらに請求者登録をめぐる「政治的統計的背景」には、サッチャー政権下の統計行政の改革があり、「レイナー報告」（サッチャーがレイナー卿に、統計行政の合理化を命じ、その調査結果が『レイナー報告』（Rayner Review）として公表された）による統計行政の合理化が進められ、それが政府の行政と政府統計家をいかに歪めたか、描いている。

- 2) 小地域の失業指標については、既存統計資料とマクロデータを利用した試算が、労働政策研究・研修機構の以下の調査研究でおこなわれている。労働政策研究・研修機構（2005）『都市雇用圏からみた失業率の地域的構造－地図情報と統計情報を利用して』 JILPT Discussion Paper 15-002, 1月、労働政策研究・研修機構（2005b）『失業・就業の地域構造分析に関するマクロデータによる研究』労働政策研究 報告No.31, 5月
- 3) 職安求職者、雇用保険受給者の国際失業実態調査が実施され、その成果が『職安求職者にみる失業の実態』（研究所報 No.29、法政大学日本統計研究所、2002年12月）として刊行されている。本調査は、フランスのINSEEの研究プロジェクトがフランスにおいておこなった先行失業調査を基軸にして、ブラジル、日本の調査組織が協力にして、3カ国の失業の実態調査を実施し、その成果を公表したものである。日本では、「求職者に関する国際比較調査研究会」が組織され、労働組合と職業安定所の協力を得て、東京を中心とする関東のハローワークの場において、失業調査が実施された。この国際調査のフランスの失業調査の背後にある思想については、ディテセイエ・ドマジエール、都留民子訳（2002）、ディテセイエ・ドマジエール、マリアテレーザ・ビニヨン著、都留民子訳（2003）、参照。



参考文献

1 社会的排除と Working Poor

1-1 社会的排除

Levitas, L. (1999) Definition and measuring social exclusion: a critical overview of current proposals. *Radical Statistics*, 71, Summer.

Levitas, L. (2000) What is social exclusion ? Gordon, D. and Townsend, P., *Bredline Europe The measurement of poverty*, Chap.15, The Policy Press.

Burchardt, T. (2000) Social exclusion: concepts and evidence, *ibid*, Chap.16

Lind, J. and Moller, I.H. (1999) *Inclusion and Exclusion: Unemployment and non-standard employment in Europe*, Shgate

Atkinson., Cantrillion, B., Marlier, E., and Nolan, B. (2002) *Social indicators: The EU and Social Inclusion*, Oxford University Press, 2002.

Shaw, M., Dorling, D., Gorden, D., and Smith, G.D. (1999) *The widening gap: Health Inequalities and policy in Britain*, The Policy Press.

Silver, H. and Wilkinson, F. (1995) *Politics to combat Social Exclusion: A French-British comparison*, International Insitiute for Labour Studies, ILO.

Office of the Deputy Prime Minister (1999) The Social Exclusion Unit (Home page) *A Review of the Social Exclusion Unit*, Dec.

Office of the Deputy Prime Minister (2004) *Tackling Social Exclusion: Taking stock and looking to the future Emerging Findings*, March

アジット・S.他編著福原宏幸・中村健吾訳 (2005) 『グローバル化と社会的排除－貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂

岩田正美・西沢晃彦編著 (2005) 『貧困と社会的排除－福祉社会を触むもの－』ミネルヴァ書房

1-2 Working Poor

Kiein, B.W. and Rones (1989) P. A Profile of Working Poor, *Monthly Labor Review*.

BLS, A Profile of Working Poor、*Monthly Labor Review* (各年版)

Pena-Casas,R.and Latta,M. (2004), *Working poor in the European Union*, European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, EU.

岩井 浩・村上雅俊 (2007) 『日本の Working Poor の計測－就業構造基本調査リサンプリング・データの利用－』、関西大学経済政治研究所、サステナブル社会と公共政策研究班、『調査と資料』第103号 (印刷中)

岩井 浩・村上雅俊 (2007) 「日本の Working Poor の推計と雇用形態別格差」、静岡大学『経

済研究』11巻4号（印刷中）

村上雅俊（2000）「アメリカにおける雇用・所得統計の研究」、『千里山経済学』、第34巻、第1号

後藤道夫・佐賀一道・布川日佐史・唐鎌直義・木下武男・名取学・岡田知弘・渡辺雅男・居城舜子・伊藤周平（2005）『ポリティーク』第10号 特集 現代日本のワーキング・プア、旬報社。

後藤道夫（2006）「過労をまねがれても待っている『貧困』」、『エコノミスト』、7月25日

## 2 小地域の雇用・失業指標関係

ONS, (2003), *Guide to Regional and Local Labour Market Statistics*.

ONS, *Annual Labour Area Labour Force Survey*.

ONS, *Methodology for 2002/03 annual local area Labour Force Survey data*.

ONS, (2006) *Model-Based Estimates of ILO Unemployment for LAD/UAs in Great Britain Guide for Users*, July.

ONS, (1999) *Local Area Data Labour Force Survey User Guide*, Vol.6 Local Area Data

Williams, T., and Morgan, (2000) Review of unemployment rate measures, *Labour Market Trend*, Sept.

Hastings, D., and Maine, N., J. Brown, G., and Cruddas, M. (2003) Developing improved estimation methods for local area unemployment levels and rates, *Labour Market trend*, January.

Williams, T., and Morgan, (1999) Review of Travel-to-Work Area and Small area unemployment rate, *Labour Market Trend*, Jan.

Ambler, R. (2003) Development of improved estimation methods for local area Unemployment levels and rates. *Labour Market Trend*, Jan.

Hastings, D. (2003) Jobs densities for areas: a new indicator, *Labour Market Trend*, 2003.

Hastings, D. (2004) Local area Job densities: 2002, *Labour Market Trend*, Aug.

Hastings, D., (2006) Local are labour market statistical indicators incorporating the Annual Population Survey, *Labour Market Trend*, September.

Beatty, C., Fothergill's., Gore, T., and Herrington, A. (1997) *The real level of Unemployment*, Centre for Regional Economic and Social Research, Sheffield Hallam University.

Koning, J., and Mosley, H. (2001), *Labour Market Policy and Unemployment*, Edward Edgar.

Robinson, P. (1991), *Unemployment and Local Labor Markets*, Aveury.

Haughton, G., etc. (1993) *Local Geographies of Unemployment*, Ashgate.

- Macfarene, R. (2000) *Local jobs from local development*, The Joseph Rowntree Foundation.
- Funk, B., and Pizzati, L. (2000) *Labour, Employment, and Social policy UN the EU Enlargement Process*, The World Bank

3 労働力調査と請求者登録統計（歴史的経緯）

- 岩井 浩 (1992a) 『労働力・雇用・失業統計の国際的展開』 梓出版社
- 岩井 浩 (2002b) 「失業統計の吟味・批判と失業の代替指標 — 国際的論議 —」 『職安求職者にみる失業の実態』 研究所報 No.29 法政大学日本統計研究所
- 岩井 浩 (2003) 「イギリスの失業統計と失業の代替指標」 関西大学『経済論集』第52巻4号、関西大学経済学会
- 岩井 浩 (2004a) 「イギリスの失業救済と失業統計 — 請求者登録統計の原型の形成 —」 関西大学『経済論集』第54巻1号、関西大学経済学会
- 岩井 浩 (2004b) 「失業救済・失業保険と請求者登録統計 — 基本的概念と方法の形成 —」 経済統計学会編『統計学』第87号、経済統計学会、9月
- Iwai, H. and Murakami, M. (2004) Comparative study of unemployment and unstable employment indicator in Great Britain and Japan using SARs micro-data and LFS micro-data” *Kansai University Review of Economics* , 2004
- R. トーマス (2003) 「失業・雇用統計の政治と改革」 D. ドーリング, S. シンプソン, 岩井, 金子, 近, 杉森監訳『現代イギリスの政治算術 — 統計は社会を変えるか —』第37章、2003年7月
- サウソール, H. (2003) 「歴史統計によって貧困と経済的困窮を研究する」第40章、同上訳。
- Doring, D. & Simpson, S. (Eds) (1999) *Statistics in Society The Arithmetik of Politics*, Arnold. D. ドーリング, S. シンプソン編著, 岩井浩, 金子治平, 近昭夫, 杉森滉一監訳 (2003) 『現代イギリスの政治算術 — 統計は社会を変えるか —』北海道大学図書刊行会
- Levitas, R. and Guy, W. (eds.) (1996) *Interpreting Official Statistics*, Routledge.
- Whiteside, N. (1991) *BAD TIMES Unemployment in British Social and Political History*, Faber and Faber,
- Rayner, D. (1981) *Report on the Payment of Benefits to Unemployed People*, HMSO
- Bryson, A. and Jacobs, J. (1992) *Policing the Workshy: Benefit Control, the labour Market and the Unemployed*, Aldershot: Ashgate Publishing Limited.
- Garside, W.R. (1980) *The Measurement of Unemployment: Methods and Sources in Great Britain 1850-1979*, Oxford: Blackwell.
- Levitas R. and Guy, W. (1996) Fiddling while Britain burns? The 'Measurement' of

Unemployment, *Interpreting Official Statistics*, Chap.3, Routledge.

#### 4 Claimant Count and Jobseeker's Allowance 関係

DWP, *Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry*, 各年版

ONS & DWP (2002), *Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry*, Department for Work and Pensions, Information Centre, Information and Analytical Directorate.

DWP, Information Centre, Information and Analytical Directorate. *Jobseeker's Allowance Quarterly Statistical Enquiry*. JSA Background. DWP HP: [http://www.dwp.gov.uk/asd/asdl/jsa/Job SeekersAllowance.pdf](http://www.dwp.gov.uk/asd/asdl/jsa/Job%20SeekersAllowance.pdf)

ONS (2001) *Jobseeker's Allowance Statistics Quality Review 2001*. National Statistics Social and Welfare theme.

ONS & DWP (2005) *Guidance for Users Using DWP National Statistics*, Department for Work and Pensions, Information Directorate.

ONS (2001), *Statistical summary* (Coverage: Great Britain. Theme: Social and Welfare)

ONS (2006), *How exactly is unemployment measured?* Last update: August 2006.

Machin, A. (2004) Comparisons between unemployment and claimant count, *Labour Market trend*, February. ONS

Jobseeker's Allowance (1994) *White Paper* (cm 2687) HMSO, 1994

*The Jobseeker's Allowance Bill (1994)*, [*Bill 5 of 1994/94*], Research Paper 94/129, 15 December 1994, House of Commons Library.

*The Jobseeker's Allowance (1996)* Research Paper 96/5, 16 January, House of Commons Library.

*The Jobseeker's Allowance Regulations 1996* (1996), No.207, Social Security, Stationary Instruments, London: HMSO

*The Income-related Benefits and Jobseeker's Allowance (Personal Allowances for Children and Young Persons) (Amendment) Regulations 1996* (1996), No. 2545, Social Security, Stationary Instruments, London: HMSO

*Terms and Conditions of Employment Industrial Tribunals, The Employment Protection (Recoupment of Jobseeker's Allowance and Income Support) Regulation 1996* (1996), No.2349, Stationary Instruments, London: HMSO.

*The Jobseeker's Allowance Amended (New Deal) Regulations 1998*, (1998) No.2874, Stationary Instruments, London: HMSO.

*The Law Relating to Social Security 1997* (1997), Supplement No.40 Volume II (Volume 1/2

- and Volume 2/2) Department of Social Security London: The Stationery Office.
- Convery, P. (1996) How many people are unemployed? *Working Brief*, No.78.
- Donnelly, C. (1997) *How the benefit system creates barriers to lifetime learning for the unemployed*, Unemployment Unit.
- Green, A.E. (1997) Exclusion, unemployment and non-employment, *Regional Study*, 31.
- Sweeney, J.T. (1997) The effect of Jobseeker's Allowance on the claimant count, *Labour Market Trend*, April.
- Mckay, S, etc. (1999) Unemployment and jobseeking after the introduction of Jobseeker's Allowance, *Labour Market Trend*, November.
- Jackie, WU (2000) *Unemployment-Related Benefits System in the United Kingdom*, Research and Library Services Division, Legislative Council Secretariat.
- Jones, K. (2003) *Unemployment Benefits in the United Kingdom*, Report for the Korea Labor Institute.
- Snderson, L., Walton, F. and Cambell, M. (1999) *Back to work Local action on unemployment*, Joseph Rowntree Foundation.
- (JSAの調査報告と評価)
- Kellard, K. and Strafford, B. (1997) *Delivering benefits to unemployed people*, Research report 69, Department of Social Security.
- Mckay, S., Walker, R. and Young, R. (1977) *Unemployment and Jobseeking before Jobseeker's Allowance*, Research Report 73, Department of Social Security.
- Smith, A., Young, R., Ashworth, K., Mckay, S., Walker, R., Elias, P., Mcknight, A., (2000) *Understanding the Impact of Jobseeker's Allowance*, Report No.111, Department of Social Security,
- Rayner, E., Shah, S., White, R., Dawes, L., and Tinsley, K., (2000) *Evaluating Jobseeker's Allowance: A Summary of the Research Findings*, Research Report No.116, Department of Social Security,

## 5 雇用政策と雇用・失業指標 (地域)

厚生労働省『労働経済白書』各年版

厚生労働省『世界の厚生労働－海外情勢白書』各年版

厚生労働省『世界の労働政策』各年版 労働調査会 各国の職業安定行政の紹介

アンソニー・ギデンス、佐和隆光訳 (1999)『第三の道－効率と公正の新たな同盟－』

日本経済新聞社、12月

- 新井光吉 (2002) 『アメリカの福祉国家政策 — 福祉切り捨て政策と高齢社会日本への教訓 —』九州大学出版会、7月
- 新井光吉 (2005) 『勤労福祉政策の国際的展開 — アメリカからイギリス、カナダへ』九州大学出版会、10月
- 岡伸一 (2004) 『失業保険制度の国際比較』学窓社
- 樋口美雄、S.ジューゲル、労働政策研究・研修機構編 (2005) 『地域の雇用政策』日本経済新聞社、10月
- 橘川武郎・連合総合生活開発研究所編 (2005) 『地域からの経済再生 — 産業蓄積・イノベーション・雇用創出 —』有斐閣、4月
- NIRA研究報告書 (2005) 『逆都市化時代の都市・地域政策 — 多様性と自律生の快復による地域再生』 No.20040045, 総合開発機構, 3月
- 労働政策研究・研修機構 (2002) 『業務統計を活用した新規指標』
- 労働政策研究・研修機構 (2005) 『都市雇用圏からみた失業率の地域的構造 — 地図情報と統計情報を利用して』 JILPT Discussion Paper 15-002, 1月
- 労働政策研究・研修機構 (2005b) 『失業・就業の地域構造分析に関するマクロデータによる研究』労働政策研究 報告No.31, 5月
- 玉井金五・松本淳編著 (2003) 『都市失業問題への挑戦 — 自治体・行政の先進的取り組み —』法律文化社
- 厚生労働省職業安定局 『職業安定業務統計』 (各年版)
- 厚生労働省職業安定局雇用保険課 『雇用保険事業年報』 (各年版)
- 総務省統計局 「就業希望状況調査」、第1回 平成13年12月、第2回 平成14年4月及び5月、第3回 平成14年10月及び11月
- 総務省統計局 (2005) 「就業希望状況調査報告」 (平成14年4月・5月期平均結果および10月・11月期平均結果)
- 厚生労働省 『求職者総合実態調査』、第1回 平成14年6月調査、第2回 平成15年1月調査。
- 法政大学日本統計研究所 (2002) 『職安求職者にみる失業の実態 — 国際比較および失業指標の動向を含めて —』 研究所報 No.29
- ディテセイエ・ドマジエール (2002)、都留民子訳 『失業の社会学 — フランスにおける失業との闘い —』 法律文化社
- ディテセイエ・ドマジエール、マリアテレーザ・ピニヨン著、都留民子訳 (2003) 『行動する失業者 — ある社会集団の社会学 —』 法律文化社。